

令和7年第8回江北町議会（定例会）会議録										
招集年月日	令和7年12月5日									
招集場所	江北町議場									
開散会日時 及び宣言	開議 散会	令和7年12月9日 午前9時00分 令和7年12月9日 午後3時58分				議長 井上 敏文				
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠				
	1	酒井 明子	○	6	土渕 茂勝	○				
	2	古賀 里美	○	7	池田 和幸	○				
	3	田村 康	○	8	西原 好文	○				
	4	江頭 義彦	○	9	田中 宏之	○				
	5	三苦 紀美子	○	10	井上 敏文	○				
会議録署名議員	2番	古賀 里美	5番	三苦 紀美子	6番	土渕 茂勝				
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町長	山田 恭輔	○	健康福祉課長	松田 佳世子	○				
	副町長	山下 宗人	○	地域づくり課長	宮本 大樹	○				
	教育長	牟田 久俊	○	農業委員会事務局長	本村 健一郎	○				
	総務政策課長	山中 博代	○	会計室長	山崎 久年	○				
	町民生活課長	吉原 和彦	○	こども教育課長	坂元 弘睦	○				
	町民生活課参事	武富 和隆	○	地域づくり課長代理	佐古 龍也	○				
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長	大島 浩二								
	書記	百武 久美子								
議事日程	別紙のとおり									
会議に付した事件	別紙のとおり									
会議の経過	別紙のとおり									

## 議事日程表

▽令和7年12月9日

日程第1 一般質問

### 一般質問（令和7年12月定例会）

氏名	件名（要旨）
田中宏之	1. 我が町の中山間地域の農業は今後どうなる 2. おこめ券配布、我が町の対応は
酒井明子	1. 在宅介護中の家族介護者に対し 「家族介護慰労金」を求む 2. 野生動物被害の継続可能な解決へ向け 人材育成計画策定を求める 3. ネイブルの空調工事進捗状況と 避難所代替え案は 4. エキ・キタの賑わい再度求む
古賀里美	1. 三位一体の町営タクシー事業を望む

日程第2 議案第50号 江北町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

日程第3 議案第51号 江北町火入れに関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第52号 江北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

日程第5 議案第53号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

日程第6 議案第54号 令和7年度江北町一般会計補正予算（第6号）

日程第7 議案第55号 令和7年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第8 議案第56号 令和7年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第57号 令和7年度江北町下水道事業会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第58号 白木パノラマ公園の指定管理者の指定について

日程第11 議案第59号 佐賀のへそ・ふれあい交流センターの指定管理者の指定について

---

午前9時 開議

○井上敏文議長

おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和7年第8回江北町議会定例会会期5日目は成立いたしましたので、直ちに本日の会議を開きます。  
会期日程により、本日は一般質問に引き続き、総括審議、委員会付託となっております。

日程第1 一般質問

○井上敏文議長

日程第1. 一般質問となっておりますので、会期4日目に引き続き、質問表の順序に従い、発言を許可いたします。

9番田中宏之議員の発言を許可いたします。御登壇願います。

○田中宏之議員

おはようございます。9番田中宏之でございます。今日は一般質問をさせていただきます。  
昨日から地震等でいろいろテレビ、新聞では大変なことになっておりますけど、やっぱり防災に対してはしっかりと日頃から準備をしておかなくてはいけないなということを痛感しております。

昨日もそんな中の防災、あるいは健康面、それから学校関係とか、生活面に対して、いろいろ質問、議論がされておりまして、私は今日は農業面で質問をしていきたいと思いますので、関係部署の皆さん方、明快な答弁を期待しておりますので、よろしくお願ひいたします。  
それでは、通告に従いまして、質問をしていきたいと思います。

まず1問目です。我が町の中山間地域の農業は今後どうなる。

中山間地域の農業は、平地に比べて傾斜地が多く、大規模化や機械化が困難であるといった不利な条件があり、生産性向上が困難です。また、近年は、人口減少や高齢化、担い手不足、鳥獣被害なども深刻な問題となっております。しかし、豊かな自然や清らかな水を生かした高品質な農産物の生産や国土保全につながる良好な景観形成といった多面的機能の発揮の面でも重要な役割を担っております。

中山間地域は、日本の総土地面積の約6割を占め、農地面積、農業経営体数、農業産出額はそれぞれ約4割を占めていると言われています。

そこで質問ですが、我が町の割合はどうなっておりますか、答弁お願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

おはようございます。田中議員の御質問にお答えいたします。

江北町の中山間地域の割合はということでございます。

本町の中山間地域につきましては、農地面積が103ヘクタール、これは町全体の10%、それから農業経営体数72戸、これは町の18%、農業産出額、これは補助金を含まない額でありますけれども、推計で2億4千万円。こちらも町全体の10%という割合であります。

ちなみに県は中山間地域の農地面積が57%ということで、江北町は平野部の農業が、農地面積、経営体数、産出額、多くを占めているという状況であります。

以上です。

○井上敏文議長

9番田中議員。

○田中宏之議員

我が町は、全国あるいは県に対しても中山間地の面積はちょっと低いようにはなっていませんね。やっぱりそれだけ平地が開けているということで。そんな中でも、約18%の人が従事をされているということですかね。ただ、産出額は約1割、そういうことですね。はい、分かりました。

それでは2問目参ります。

當農条件面では、傾斜地が多く、圃場の大区画化や大型機械の導入、または農地の集積、集約化が容易ではないといった不利な状況があると思いますが、町はこのことについてどのように思っておりますか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

田中議員の御質問でありますけれども、御指摘のとおり、中山間地域というぐらいであります。

ますから、やはり平地に比べれば、そういう作業性といいましょうか、生産効率といいましょうか、やはりそうしたところでは、なかなか一定の限界があるというふうに思っております。ということになれば、やはりこれからの中山間地域の進むべき方向性としては、より高付加価値化とか高品質化というほうに進むべきだというふうに思いますし、もう一つは、やはりその担い手というところでいきますと、恐らく以前から住んでいただいている、実際耕作をしていただいている皆さんたちだけではなくて、そういう中山間地域の私は魅力だと思いますけれども、広く知っていたらいいで、そうしたいろんな営みに関わっていただく人たちを増やしていくという2つの方向があるんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

#### ○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

#### ○地域づくり課長（宮本大樹）

田中議員の御質問にお答えします。

中山間地域に対する町の認識ということあります。

田中議員の御質問のとおり、中山間地域、非常に不利な条件で耕作をされております。中山間地域は、個人の担い手が少ないといった状況でありますので、例えば、離農された場合の受皿というのは、基本的に集落営農の構成員で担っていただくという形になります。

また、鳥獣被害につきましては、イノシシの被害が大変顕著であります。また、農地災害があった場合には、のり面崩壊などの大きな災害になりますし、取水はほとんど掛水で行われておりますので、農作業、水管理には大変御苦労をいただいていると思います。

こうした状況の中で、中山間地域の農家の皆様におかれましては、地域の農業を支えていただいているということに対して大変感謝をしております。また、平地と異なる環境の中で、日々農作業に奮闘されている認識であります。

以上であります。

#### ○井上敏文議長

9番田中議員。

#### ○田中宏之議員

確かに中山間地は平地と比べて草刈り等も大変でございます。また、今、課長申しましたとおり、後継者も若い人がなかなか育っていないようにも見えてまいります。江北町で中山

間地といえば、やはり花祭、それから白木、岳、それから上区、それから門前、土元、その辺ですかね。こう見回してみましても、やっぱりその地区には若い人というのがなかなか育っていないような気もいたします。その辺はやっぱり今後その中山間地の農業を考えると、大変心配するところではございます。ただ、先ほど町長申しましたように、その土地で附加価値をつけた作物、その土地でなければできないような作物も今後どんなものがあるか、研究もしていかなければならぬと考えております。

白石町ですかね、レモンの特産ということで、今度、新聞にも大きく出ていましたけど、我が町でも我が町に合った中山間地でしかできないような作物ができれば本当にいいなとは考えております。

あと、先ほど申しました大区画化がなかなか中山間地は難しいと思います。県の補助ですかね、畦畔を除いて大区画化の補助事業があつておりますけど、中山間地域での活用とかは現在あつておりますか、この辺、分かりますか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

田中議員の御質問にお答えします。

中山間地域の大区画化ということありますけれども、やっぱり地形の関係上、あぜを取つて1枚にということはちょっとできませんので、取組はやっておりません。

以上であります。

○井上敏文議長

9番田中議員。

○田中宏之議員

確かに中山間地になると、段々畑というか、そういったものが多うございますので、そういった面から考えると、あぜを取りはらつての大区画化というのはちょっと無理かなと、やっぱり思いますね。

そしたら3問目に参ります。

人口減少、高齢化による担い手不足が深刻ですが、町としての対応はどういうふうになつておりますか。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回、田中議員からは中山間地域の農業ということで御質問をいただいています。当然といいましょうか、ともすると、やっぱり農業というと、特に我が町は稲作ということになるものですから、稲作を前提に先ほどの大区画化とか大型機械の導入ということができないかというようなこともあるうかと思いますが、地形上どうしても平地のように単純にと言うとできませんけれども、畦畔を除去するということで大区画化みたいなことが、やっぱりなかなかできないのが中山間地域であろうというふうに思います。

そういう中で、先ほどから申し上げているように、生産性というと、同じものをつくるのになるべくかけるコストといいましょうか、時間的、また人的なコストをかけて生産性を上げるというようなことになるわけですけど、仮に中山間地域の農業という少し作物を広く捉えた場合は、生産性というよりも、先ほどから申し上げているように、やはり高品質化とか高付加価値化ということで、いろんな作物が多分その候補に上がるというふうに思いますし、実際、中山間地域では、まだ個人レベルではありますけれども、かつてはそれこそキウイは一大生産地を形成したということもありましたし、最近では個人レベルでいきますと、シャインマスカットの栽培を始めていただいている方もおられます。

なかなかやっぱり果樹の関係というのは定植から実際収穫までの間に期間が、要は無収入というんですか、その期間があるものですから、やはりそうしたところにも目を向けていかなければならないかと。それが恐らく中山間で勝負しようという方を広げていくことにもなるんじゃないかなと思います。

やはり担い手というときには、先ほど申し上げたように、そういう中山間地域の魅力といふんでしょうか、やはりこうしたことを広く知っていただいて、中山間地域における農業、先ほど申し上げたような果樹も含めて挑戦をしてみたいという方が多く出てきていただくということが大事だと思います。

そういう中でいきますと、御存じだと思いますけど、令和10年度に県のほうでは山の博覧会ということで、県内全域を舞台にして博覧会が予定をされております。町のほうでも、こうしたものには積極的に参加をして、特に江北町の中山間地域を知っていただく機会にしたいというふうに思いますし、御存じのとおり、既に中山間地域を舞台にした映画も江北町では制作をされましたので、また、そうした山の博覧会に合わせた上映というようなことも考

えていきたいというふうに思います。いずれにしても、広く中山間地域の魅力を知っていた  
だいて参画をしたいという方たちを広げていくということになろうと思います。

以上です。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

田中議員の御質問にお答えします。

田中議員御指摘のとおり、中山間地域は次の後継者というのがなかなか育っていない現状  
にあって、集落営農で何とか維持をしていっていただいているという現状であると思います。

一部地域では、近年、農業法人とか企業の参入ということに取り組むことができました。

今度も地域とのマッチングがかなえば、県などの協力を得て、農業法人、企業への農地集積  
というところにも目を向けて取り組んでいきたいと思います。

以上であります。

○井上敏文議長

9番田中議員。

○田中宏之議員

この農業の担い手は、中山間地に限らず、これはもう平地部でも一緒ですけど、全国的に  
やっぱり担い手が減少しております。11月29日の佐賀新聞に載っておりましたけど、農家戸  
数が5年間で25%減ったということで、今102万人が農家の戸数ということで掲載されてお  
りました。5年間で25%、約34万2,000人減ったということです。その前の15年前は205万人、  
約倍、15年間で半数になったということなんです、この農家戸数が。ここは本当に大変危惧  
するところでございます。これは平地も含めての農業者的人口でございますけど、特にそん  
な中でも、やはり中山間地においては、なかなか後継者を育てるというのは確かに難しいか  
なと思います。そんな中、やっぱり町がもう少し中山間地の農業者に対して、指導というか、  
町長先ほど申しましたが、中山間地は確かに大型機械を使った米麦だけじゃなくして、果  
樹、そういう付加価値をつけたような作物も、やはり今後いろいろ研究して作っていかな  
きやならないと思いますけど、本当にどうしたらしいと思いますか、この中山間地の後継者、  
どうすればもう少し残って頑張ってくれると思いますか。その辺、何かもう少し町としての  
考え、ありますかね。

## ○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

## ○町長（山田恭輔）

田中議員御質問の後継者というのは、御家族で農業を継ぐという意味ですか、それとも農業そのものを誰か第三者も含めて農業を担ってくれる人がということですか。（「両方です」と呼ぶ者あり）

そういう意味では、先ほど申し上げたように、やはりこれは必ずしも、先ほど担い手不足という話でしたけど、ちょうど昨日だったですかね、NHKのラジオで言っていましたけど、全国の看護学校の今6割が定員割れだそうです。ということは、多分これから実際医療を担っていただく看護師もこれから物すごい勢いで減っていくことの中で危機感について解説をされておられました。ですから、広く言えば、やはりこれだけの人口減少ということの中で、農業に限らず、中山間地に限らず、いろんな職業において、やはりそういう担い手不足というものが既に生じてきているということだというふうに思います。

そういう中で特に中山間ということでいけば、今申し上げたように、やはり中山間で勝負をしたいと、勝負ができるんだと、その事業性というモデルというものが必要になってくるんじゃないかなと。ああいうふうにやれば中山間で勝負ができるんだと。やはりそういうものを作っていくということが大事かなと思います。

一つ例で言えば、御存じのとおり、花祭地区では、もともと東分のほうでイチゴ栽培をされていた若手の農業者が、中山間地である花祭地区でイチゴ農園、それとイチゴ狩りなどを組み合せた事業を今実施しておられますし、年明けには今度カフェも併設をされるというようなことを聞いております。

ですから、こういうことを一つの江北町のモデルケースとして、やはり広く知っていただくことで、自分もと、我もということになるんだろうと思いますし、先ほどの例えば、シャインマスカット、今はまだ現役のお父さん世代がされておられますけれども、父親が新しく始めてくれたから、そしたら自分もやっぱり果樹栽培をやってみたいなど。やはり自分の人生をかけて選ばれる職業ということに、やはり町としてもそういう職業としての魅力といふんですかね、そういうものをしっかりとモデルをつくりながら広めていくということが大事かなと思っています。

以上です。

○井上敏文議長

9番田中議員。

○田中宏之議員

確かに町長言うように、やっぱりその中山間地でできる魅力、確かに花祭のイチゴ、あれはなかなかよかったです。彼が花祭地区に来てもらって、地区全体が何か活気づくというか、その辺を私も感じております。それから、先ほど言ったシャインマスカット、あれも定着していけば、なかなかいいんじゃないかなと思います。大町でしたかね、今度はワインをつくるということで、ブドウから栽培を始めて、大町のワインをつくると。それもやっぱり山間地を利用した、活用した取組だと思います。ぜひともそういったことに町も全力を全面的に応援をしていただきたいと思いますので、その辺はよろしくお願いしたいと思います。

何か今ちょっと町長の話を聞いていて、なるほどそういった面で何か少し希望の光というか、そういうたのも見えたようにも感じました。確かに中山間地に合った作物、作型、そういうものをしっかりと町としても一緒にになって探してみて応援をしていただきたいと思います。

では、次、4問目に参りたいと思います。

4問目ですけど、野生鳥獣の生息地と農地が隣接しているため、鳥獣被害を受けやすいということでおざいますけど、それに対しての町の対応は。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

田中議員の御質問にお答えします。

鳥獣被害に対する対応ということであります。

対応につきましては、杵島地区有害鳥獣広域駆除対策協議会というところに負担金を拠出しております、大町と江北で広域的に行っているということであります。イノシシ等につきましては、捕獲をはじめワイヤーメッシュ、電気牧柵、また緩衝帯整備の設置補助、中山間地域7地区では、イノシシの捕獲班ということで、捕獲従事者のサポートをする班体制を確立しております。また、カモにつきましては、これは平地を含めての対策でありますけれども、対策資材の配布、猟銃による追い払い等を行っているところであります。

以上であります。

○井上敏文議長

9番田中議員。

○田中宏之議員

このことについては、この後また同僚議員が同じような質問をすると思いますので、そこでまた詳しく答弁を聞きたいと思います。

ただ、聞くところによりますと、昨年度、そのまた前とかに比べたら、今年度はなかなか捕獲される頭数が随分と減ってきたと。だからといって鳥獣被害がなくなった、少なくなっているというわけではない。ただ地元の人に聞いてみると、イノシシが頭のよくなつたんじゃないかなとか、同じ箱わなになかなか入らないとか、そういった声も聞きますけど、そういうといった点はどう考えられていますか。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

田中議員の御質問にお答えします。

イノシシの捕獲頭数の傾向ということだと思いますが、イノシシも表年と裏年と、捕獲の頭数が増えたり減ったりする時期があります。表年が大体令和の偶数年、奇数年は少ない傾向にあります。ですので、来年は恐らく捕獲が増えるだろうということで考えておりまして、実は有害鳥獣対策協議会の負担金を出しておりますけれども、来年は予算的にはかなり大きくなるんじゃないかなという想定であります。

いずれにしても、そういういたイノシシの対策につきましては、有害鳥獣の捕獲従事者の方と協力しながら対策を行っていきたいと考えております。

以上であります。

○井上敏文議長

9番田中議員。

○田中宏之議員

イノシシに裏年とかあるわけね。今年は裏年、そのことについては、その辺はまた後でしっかりと議論してください。

では、5問目に参ります。

平地農業地域と比較して農業所得は低い傾向にありますが、町はこのことをどう捉えてお

りますか。少し先ほどの答弁と重複するところあると思いますけど。一応、答弁お願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

田中議員の御質問にお答えします。

中山間地域の農業所得ということあります。米、麦、大豆でよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

米、麦、大豆につきましては、収穫量自体は平たん地域と大きな差はございませんけれども、裏作の作付率が、平地が大体92%裏作を作られているのに対して、中山間地域は64%ということで低くなっています。また区画につきましても、平地が平均区画が2反4畝でありますけれども、中山間は1反2畝ということで区画が小さいということ。また掛水農地で効率が悪いということで、労働力が多くかかっているということから、こういった複合的な要素で農業所得が低い傾向にあるという認識であります。

以上です。

○井上敏文議長

9番田中議員。

○田中宏之議員

すみません、画面を切り替えてもらっていいですか。

（パワーポイントを使用）町内の中山間地の様子というか、状況を写真を撮っていますので、それを見ながら幾らか説明をしたいと思います。

これミカンです。中山間地の主たる農産物といえば、やっぱりこういう果樹関係になってくると思います。きれいに手入れをしてありますね。ここは岳地区になりますけれども、きれいに整地をしているように見えますけど、実はここは大豆を作つてあったんですよね。ところが、平地と一緒に種まきもして、手入れもして、除草剤もやつてしましましたけれども、最近、草がすごいんですよね。朝顔とか、それからツユクサ、そういうのがすごいんです。それで、収穫前になつて、もう泣く泣くチョッパーという機械で大豆を収穫できないので、大豆を刻んで、こういうふうになつているような状態なんですね。ですから、ここ最近、草がひどくて、その問題が大豆を作つておりますけど、そういうもので全く金に

はならないという、そういうところもあります。特に中山間地ですね。

それから、これも同じ大豆ですけど、緑に見えるところがあると思いますけど、中山間地においては、なかなか一齊に熟れないんですよね。原因はよく分からんんですけど、その辺がちょっと問題で、大変困ってもおられます。平地のほうはとっくの昔に大豆の収穫は終わり、その後作の麦の作付ももうできております。ただ、今現在でも、ここは岳地区ですけど、まだ収穫ができないでおられるところもあります。これもこういうふうに点々と熟れなくて、葉っぱが落ちなくて収穫できない状況です。

それから、これは上区になりますけど、ここも大豆ですけど、先ほど申しました鳥獣被害ですね。イノシシがやはり出るということで、一面に電柵をされております。なかなかこういった設備をするのも大変な労働だと思います。そこまでしてもなかなか収量は上がらないというのが現状のようでございます。これも上区のほうですけど、天子社の近くでございますけど、先ほど言いましたように、大区画ができるのは、やはりこういったふうに段々畠になっているので、なかなか農地を大区画化することができなくて、また、段々になっているおかげで畦畔が平地と比べて大分多いわけですね。この労力が大変とよく言われております。特に平地の場合は、草は除草剤等を使って駆除をしますけど、ただ、この山間部にしたら、やっぱり法面が崩れてしまうということで、なかなか除草剤は使えないで、草刈りを暑いときもやっておられるようです。ただ、夏場はやはり1週間、10日ぐらいでまたすぐ生えてきて、また草刈りをする必要があります。夏場の暑いとき、熱中症対策の警報が出たときも、町のほうからは外に出ないでくださいと放送していますけど、やはりそういうわけにもいかなくてやっているような状態でございます。

とにかく大変ということを分かってもらえると思いますけど、それで最後の6問目でございますけど、中山間地域の農業に対して中山間地域等直接支払交付金といった国からの支援制度がありますが、町独自の支援はできないでしょうか。

#### ○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

先ほどイノシシの話をまた地域づくり課長が言いましたけど、表年と裏年とあるということで、さっき課長が言ったように、来年度は表年になるので、少し有害鳥獣対策についても、充実を図りたいということを先日、地域づくり課のほうと話をしました。

それと、大豆ですけど、山間地なので、風の道みたいなところで、それこそそんなに広くない圃場でもやっぱり生育状況にそれだけ開きがあるというのは、もしかすると、そういう風の道みたいなのも影響しているのかなと思いながら、ちょっとお話は聞いたところがありました。ちょっと確たることは言えませんけどですね。

その上で、田中議員からは、中山間地域について、町独自の支援をというようなことがあります。その例として中山間の直接支払交付金を引き合いに出していただきましたけれども、必ずしもその金銭的な支援だけではないだろうというふうに思っていますし、もう一つは、わざわざ国、県があるのに、それは利用しないでということではないということはもちろんよく御存じのとおりでありますので、ちょっとそこは少し混同してというか、一緒にお話をさせていただくようになりますけれども、これも地域づくり課のほうで少しまとめてくれたんですけど、例えば、農業用機械の購入補助は、もちろん町単独ではありませんけれども、近年でも花祭、門前のトラクター、コンバイン、田植機、また岳区においては、令和7年度予定をしておりますコンバイン、それから今度は、上区は、これは令和8年度になると思いますけれども、大豆のコンバインというようなことで、そうしたことも当然、我々としては、国、県の制度を使いながら支援をさせていただいているということになります。例えば、門前地区、さつき果樹のお話がありましたけれども、今平地栽培ということで、それこそ作業性を高めるように、水田果樹というようなことも導入をさせてもらっていたり、また岳区では、水路のゲートの省力化ということで、板堰をステンレス化するとか、こういうことはやらせていただいています。

その上で、あえて町独自ということでいけば、先ほどちょっと御紹介をいたしました花祭地区のいちごの谷、あれもいちごの谷が自ら見つけてということより、やっぱり町が間に入って、地元とそれと農業者の方をうまく取り持って、そういう実現にこぎ着けたというようなこともあります。今度、観音下区のほうでは、現在進行中でありますけれども、そういう農業の企業を誘致することで、そしてそういう担い手を確保するというようなこともやっておりますし、先ほど少し草刈りの話がありました。御存じのとおり江北町では、令和7年度からリモコンの草刈り機を導入しまして、これ直接補助ということではないんですけども、中山間地にあるため池の維持管理の草刈りについても、省力化を図った这样一个であります。

ただ、いずれにしてもで、先ほど申し上げたように、やっぱり中山間地の農業と、稲作は

含めてですけれども、そういう大きく捉えたときには、高品質化とか高付加価値化とか、やはりそういうところをひとつ探っていく必要があると思いますし、やはりその魅力に気づいていただいて、いろんな方が参画いただくようなその発信ということもしないといけないと思います。

ちょっとだけ最後に言いますと、花祭地区では、今は花祭米ということで、花祭だけで収穫したお米を独自の販路に乗せて販売をされておられますし、私もそれこそいろんな方たちにお会いするときに、江北町の手土産ということで使わせていただいています。そういう中で、一度お送りした方が、これはおいしいということで、名古屋の方だったんですけど、わざわざ今度は自分で花祭まで訪問されて、実は花祭米というのをもらったんだと。これを食べたいんだけれども、どこで買えるんだと、わざわざ訪ねて来られたというようなことがありましたとか、先日は、ある写真家の方に手話でお付き合いのある方なんですけど、お米を送ったんですよね。そしたら、その方は以前、コロナのときにコロナにかかって味覚障害がずっと続いていたと。それ以来、お米というものは食べ切れなかったけれども、せっかく頂いたので、食べてみて、本当に久しぶりにお米の味を感じることができたというようなことを言っていただいたりしておりますので、そういう情報発信というんですか、やっぱりそういうことを含めて、しっかり中山間地の支援はしていきたいと思います。

以上です。

#### ○井上敏文議長

田中議員。

#### ○田中宏之議員

うれしいですね、そういったふうに花祭の米を求めて来られて。花祭米ってやっぱり名前がいいですもんね。

先ほどちょっと大豆で言い忘れましたけど、中山間地は大豆をまいても、なかなか収穫までこぎ着けないのが現状なんです。しかし、どうしても3割から4割ぐらいは耕作地の転作をしなくてはならないので、大豆を作付されております。そうしないと、交付金も来ないので頑張っておられますけど、ただ、平地のほうも、最近はさっき言った朝顔とか、ホオズキとか、ツユクサとかが、もう以前は生えていなかったのが、やっぱり結構今蔓延しています。

そこで、平地はどうしているかと言うたら、WCSに変えておるわけです。そして大豆を作らなくて、WCSのほうで補助金をもらうような、そのような体系にもなっております。

ただ山間地はそれができないということ。その辺もしっかりと町のほうでも考えてもらって、先ほど町長が言われました風の通り道とか、いろいろ条件あると思いますけど、とにかくその辺もしっかりと地元の声を聞いてしてもらいたいと思います。

それから、先ほど町長が申しました、町でできる独自の支援というのは金銭的な支援ばかりでもないんです。そこで、ちょっとお願いしたいのが、これは私もこの前、女性ネットワークの会で、意見交換のとき耳にしたというか、意見が出ましたので、ちょっと申し上げますけど、特に山間地は先ほどから申し上げましたとおり、畦畔の草刈りが大変なんですね。それからあと水路の管理とか、そういうものを、以前は田んぼを個人でされていましたけど、今は預けておるわけです、集落営農とか。集落営農でも預かっていますけど、集落営農というのは、実際は個人の人がやってるわけよね。その人たちがやっているわけですけど、畦畔の草刈り等を地主さんにお手伝いをしてもらえるような、それこそ江北町独自で、これはちょっと農業委員会のほうになると思いますけど、契約を結ばれるときは、町のほうから一声、契約するとき、預ける方に、こういうふうにして大変だから、できるだけ草刈り等はお手伝いをするような、そういうことも提言をしてもらいたいと思いますけど、そういったことはどうですかね、農業委員会としてできますか。

#### ○井上敏文議長

答弁を求めます。農業委員会事務局長。

#### ○農業委員会事務局長（本村健一郎）

田中議員の御質問にお答えします。

利用権設定のときに草刈りの協力をということですけれども、お願いレベルではできるかなと思います。ということで、できれば御協力お願いしますということで、一声かけるということはできるかと思います。

以上です。

#### ○井上敏文議長

9番田中議員。

#### ○田中宏之議員

ぜひ耕作契約をするときは、そういう声かけを町のほうからもしてください。町のほうからしてもらっておれば、預かった人もやっぱり言いやすいわけですよね、お手伝いをしてくれないですかとか。なかなかそういったことを町で前面に出してもらえば、中山間地の農

業をもう少し守っていけると思います。もうここまでしないといけないと、もうできないよと言う人もやっぱり出てきますもんね。その辺をしっかりと現状を見ながら指導をしてもらいたいと思います。

では、2問目の質問に入りたいと思います。

2問目、おこめ券配布、我が町の対応は。

11月9日付の佐賀新聞1面に「おこめ券、経済対策に活用」と大きな見出しで、政府は総合経済対策におこめ券の活用推進を盛り込む方針を固めたとの記事が掲載されておりました。米価格の高止まりが続く中、一部の自治体では、使途を自由に決められる重点支援地方交付金を活用し、既におこめ券の配布を実施しております。政府は交付金を拡充し、おこめ券の配布といった活用法を推奨事業として位置づけ、自治体を支援するという方針を示しています。

そこで質問ですが、我が町ではおこめ券の配布の予定はありますか、町の方針は。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

なかなかホットな話題でありまして、確たることをちょっと申し上げ切れないで、本当に恐縮なんんですけど、ただ基本的には、今回のおこめ券のいろんな報道されておりますよね。中には自治体ではもうおこめ券配らない宣言みたいなことまでしているような自治体があられますけれども、そんな宣言をするつもりは全くありません。

その上でですけれども、今回の国のはうの経済対策が、やはりいろんな生活のあらゆる分野に影響を及ぼしている価格高騰対策ということで、仮に自治体に交付金が交付されるということであれば、その価格高騰対策として、町としてどういう使い道が一番いいだろうかというふうにやっぱり考えるべきだと思っております。そういう中でいきますと、まさに今12月1日から江北町では、第10弾となる江北町元気クーポン券ということで配布をさせていただいておりますけれども、江北町にはそういう今既にノウハウがあるんですよね、価格高騰対策として実施をしている、しかも生活のいろんな分野にわたる価格高騰の対策として。ですから、仮に交付金を今回増額して交付されるということであれば、今、町が持っているこの仕組みの中で使うというのが一番使いやすいとは思っています。

何を言いたいかというと、おこめ券ということで、お米だけに限らずに、やはりそれぞれ

の住民の皆さんのが御自身の生活の状況に応じて価格高騰対策として使っていただくということがいいのではないかというふうに思いますが、今の時点で、まだ国がどういう取扱いをされるかというのがよく分かっていないんですね。中には、いわゆる推奨メニューというのがあります、価格高騰対策でこういうものに使いましょうと。そういうもののメニューの中の一つに入るということなのか、もう逆に、おこめ券事業交付金みたいに、事実上、補助金的におこめ券を配らなければ交付金が交付されないようなものがあるとすれば、あえてそれを受け取らないまでして、おこめ券を配らないなんていうことは全く考えておりませんので、やはりこれから今まで動いている状況でもありますから、そこを見極めさせていただいて、今回の交付金の趣旨でいえば、価格高騰対策ということで、なるべく早く、そしてなるべく使い勝手のいい形でこの交付金は使わせていただくということになりますので、おこめ券を配るのか配らないのかということよりは、今回、国の方で準備をされる追加されるこの交付金を町としてはどのように活用するのかという意味でいえば、当然その候補の中にはおこめ券も入っているというふうに思っています。

あえてちょっと申し上げますと、中にはおこめ券を配布することで、米の消費拡大とか、米の消費確保ということにもつながるというようなことも言われておりますけれども、もちろんそれはそうだろうというふうに思いますが、ただそうなると、そもそも価格高騰対策で行う経済対策からすれば、少し趣旨が違ってはしないかなという印象を持っていますけど、ただ、いずれにしても、今回、国の方で実施をされる経済対策の一つとして自治体に交付される交付金については、先ほど申し上げたように、やはり有効に使わせていただいて、住民の皆さんの価格高騰下における生活の一助に資するように使いたいと思っております。

以上です。

#### ○井上敏文議長

9番田中議員。

#### ○田中宏之議員

確かに価格高騰対策がよいと思いますけど、農業者側からしてみれば、今米がちょっと高止まりしているわけです。その米離れが一番やっぱり心配なんですね。それと、外米がもう去年の90倍ですかね、日本に入ってきたいるわけですよ。そっちのほうに流れていってしまうというのも心配なんですよ。ですから、今回政府がおこめ券を配布するとなった場合、そのおこめ券を使って米の消費拡大を私としてはお願いしたいわけですね。ですから、町

では元気クーポン券ということで支援をしておりますけど、またそれとは別に、ぜひともお米しか買えない、お米にしか換えられない、そういう配布というか、それもしっかりとしてもらいたいと思います。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

繰り返しになりますけど、今の時点でおこめ券をそうした町の実施メニューから排除をしているつもりもありませんし、今、田中議員がおっしゃったように、まさに農業の町でもあるものですから、そういう江北町の農業にも資するような取組であるなら、やはりそういう効果ということには着目する必要があると思いますが、そこが果たしておこめ券を配布するということが、短期的には別として中長期的に見たときに、お米の消費拡大とかいうことにつながるのかどうなのかとか、そういう短同期的に言っても、今年はいろいろ本当に米については価格も含めて、いろんな右に行ったり左行ったりしていました。そういうことの中で、例えば、今ある米を流通させると言うといけませんけれども、そういうだけのために使われてもちょっと違うと思うものですから、町民の皆さん的生活支援ということはある程度分かっているつもりでありますけれども、農業、または農業者の皆さんから見たときの、やはりおこめ券というものの意味というか、効果というか、そうしたこともきちんとまたぜひ意見も聞かせていただいて、最終的にはその使途というのは考えていきたいと思っています。

以上です。

○井上敏文議長

9番田中議員。

○田中宏之議員

そのときはしっかりと検討をして、有効に活用してもらいたいと思います。

もう終わりますけど、私も農業をやっております。昨日、同僚議員が防災に対してしっかりと根性入れて質問していくということでございました。私も農業をやっている以上、農業に対しては、あと任期1年ちょっとありますけど、その期間、一生懸命意見を言つていきたいと思いますので、関係機関の方はよろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○井上敏文議長

9番田中宏之議員の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開10時5分。

午前9時54分 休憩

午前10時5分 再開

○井上敏文議長

それでは、再開いたします。

1番酒井明子議員の発言を許可いたします。御登壇願います。1番酒井議員。

○酒井明子議員

おはようございます。1番酒井明子、通告に従い、一般質問させていただきます。ちょっと緊張しております、すみません。

子育て中のママ議員として生の声を持ってくる立場にあります。先日、育友会の日、中学校で1年生はドッヂビー大会で親子で本当に盛り上りました。その場でかけた音楽の選曲は子供たちに選んでもらいました。学校を休んでいる、その場にいないお子さんにも選曲していただき、その場に参加型の日となりました。このたび新たに御就任されました牟田教育長におかれましては、長年にわたり、教育行政、学校現場、地域連携など、多大なる実績を積んでこられ、その豊富な経験と教育に対する熱い情熱を持って本町の教育行政を力強く引率してくださるものと心より期待しております。本日は教育委員会に対する質問はありませんけれども、今後ともよろしくお願ひいたします。

では、質問させていただきます。

在宅介護中の家族介護者に対し、家族介護慰労金を求む。

老人クラブ連合会の皆様との意見交換会にて、在宅介護の家族に対し何か援助をしてくれないかとの声があり、その場にいらした実際に在宅にて介護をされたという方からも、おむつの支給はありがたかったけれども、在宅介護中、当事者としては補助のことは言えなかつたとのこと。介護のことお願いしますと、町内の声は絶えません。

重度の要介護者を在宅で献身的に支えている家族介護者が存在します。これらの介護者は、心身の負担に加え、経済的な支援が不足しており、介護離職や介護鬱、孤立のリスクに直面しています。

厚生労働省の統計情報では、全国の要支援・要介護認定者数は、令和6年7月時点です717万7,266人、そのうち要介護4の認定数は90万6,605人、要介護5の認定数は59万3,426人、

合わせると150万31人、要介護者と同居している介護者は、別居の家族も含め6割が家族により担われています。

介護者を年齢別に見ると、60歳以上が8割を占め、介護する側と介護される側が共に65歳以上である老老介護の世帯は63.5%と6割を超え、高齢化に伴う介護負担の重さが課題となっています。

住み心地をさらによくする意味でも、町はこれらのハイリスクな家族介護者に対し、その労苦と自己負担に報いるための具体的な支援策をどのように考えているか問いたいと思います。

1、現在、町内要介護4、要介護5の方の数、また、在宅介護中の方の数をお答え願います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（松田佳世子）

酒井議員の御質問にお答えいたします。

要介護認定及び在宅介護の状況につきましては、令和7年9月末の人数でございますが、要介護4の方は77名、要介護5の方は37名でありました。

要介護4、5の合計114名のうち、在宅介護サービス等の利用状況から、在宅で介護を受けている方は7名となっております。

以上でございます。

○井上敏文議長

1番酒井議員。

○酒井明子議員

ありがとうございました。思った以上に要介護4、要介護5の方が町内にたくさんいらっしゃることが分かりました。ただ、在宅介護中の数が7名ということですけれども、要介護4、要介護5に限らず、要介護2とか3の方もいらっしゃるかと思います。例えば、認知症で徘徊のある方もいらっしゃるかもしれません。そういう面も含めての今後、2番の質問に行きたいと思います。

ほかの自治体で実施されている家族介護慰労金制度を本町でも導入すべきと考えます。地域福祉の維持に不可欠な支援策としての町の考え方をお聞かせください。

## ○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

## ○町長（山田恭輔）

今回、酒井議員からは、家族介護慰労金をということで御質問をいただいていますし、地域福祉には不可欠であるという考え方の下の御質問というふうに理解をしております。

少し介護保険の歴史をひもときますと、御存じだと思いますけれども、西暦2000年、平成12年4月から介護保険制度が導入をされました。それ以前は、それこそ現在でも、先ほど老老介護というようなお言葉がありましたけれども、基本的にはやっぱり家族の皆さん方が介護をするということから介護保険制度というものが創設をされて、いろんな民間事業者の参入などを得て現在に至っているということです。だからといって、先ほど申し上げたように、家族介護を否定するものでも全くありませんし、老老介護という現状があるのもよく存じ上げております。

ただ、今回、家族介護慰労金をということで御質問をいただいておりますので、いつも言うように、ウォンツとニーズでいえば、ウォンツのほうで御質問いただいているのかなというふうに思ってのことです。

というのも、現在、県内20市町の中で家族介護慰労金を給付しているのは4市町です。この4市町についても、その慰労金の創設の時期を見ますと、先ほど平成12年、介護保険制度がスタートをしたと言いましたね。やはりそれ以前は家族による介護というのが中心だったものですから、そうした介護をされる家族への慰労の意を込めてということだと思いますが、例えば、鳥栖市は平成7年、介護保険制度の開始前なんですね。嬉野市が平成8年にスタートをされております。あの2つは、有田町が実は一番新しくて、平成18年に始めてるのが有田町です。太良町が平成13年ということになるんですが、恐らく2000年に制度ができてからすぐに民間の介護事業所が、制度創設当初から豊富にあったということでは多分なかったんじゃないかなというふうに思います。

ただ、現在においては、当然、民間での介護保険サービスを提供される事業者が大変増えてきたということなんだろうと思いますけれども、かつてはあったけれども、廃止をされたというところもありまして、例えば、唐津市は令和2年度に廃止をされています。また、みやき町は令和3年度に新型コロナの交付金を活用し、一度だけ支給されています。

御存じのとおり、今回、江北町の社会福祉協議会でも、これまで社会福祉協議会で実施を

していた介護関係の3事業については今年度をもって終了するということで決定がされました。これもなぜかというと、それだけやはり民間の事業所が増えたことによって——かつては歴史的な意味があったと思うんですよ。介護保険制度はできたけれども、なかなかまだそういう民間の事業所というのがないということの中で、半公的な社会福祉協議会としてやっぱりそこを担うという意味があったんだと思いますけれども、今日においては、民間事業者の皆さん方が増えてきたものだから、相対的に社会福祉協議会がやる意味がやはり減ってきたと。だから、それが証拠に、実際、社協の介護保険事業もここ数年ずっと赤字が続いているということがそれを物語るのではないかというふうに思います。

さつきウォンツとニーズというお話をしましたのはどういうことかというと、当然、家族で家族の介護を行っておられる皆さん方に対する我々町の支援ということは考える必要があるというふうに思いますけれども、今回、ウォンツ的に御質問をいただいた家族介護慰労金というのは、先ほど申し上げたように、こういう介護保険制度の成立、またはそれに合わせた民間事業者の開業というんですか、そういうことの中で、家族介護慰労金そのものについては、歴史的には、これは今日的なもの、またはこれからのことではないのではないかというふうに思っておるということです。

以上です。

#### ○井上敏文議長

1番酒井議員。

#### ○酒井明子議員

ありがとうございます。町長のお気持ちは分かりました。

今現在、全国的に北海道小樽市、岩手県奥州市、宮城県塩竈市など、21か所ほど一応調べてみたんですけども、その中で山形県庄内町は、介護度4、5は年間24万円、2、3は年間10万円、もちろん支援を一人も受けていらっしゃらないところもありました。ところによると、介護サービス状況によっては支給の金額が異なって、6万円、または12万円のところもありました。例えば、千葉県市川市、東京都世田谷区になると、一定の要件はありますが、要介護2、3の方まで給付対象者範囲が拡大されている例も20件ほど自治体があります。そういう現状です。佐賀県だけではなく、全国的に見ていただきたいなと思います。

やはり介護する側も介護される側も笑顔になる仕組みを江北町独自でしていただきたいと思います。この声はウォンツとかニーズとかではなく、実際の生の市民さんのお声になりま

す。現時点で数日前にもお声がありました。当事者の方からは声が上げられません。なので、代わりに、もちろんそういう立場でもありますので、町内の方の声をお届けしております。

老老介護や障がいのある方が親御さんを介護されていたり、うちは介護と関係ないとお考えの方もあるかもしれません、当然、突然の事故があつたり、病などにより介護が必要な状況は誰にでも訪れる可能性があります。この慰労金に対しては、家族が担っている介護負担を少しでもねぎらうために設けられると理解しています。人数が多いからとかでもなく、介護を自宅で継続して、御本人が御希望される自宅で継続して行うことへの評価だと考えますし、中には24時間体制で介護から完全に解放される時間がほとんどない方もいらっしゃいます。なので、慰労金はぜいたくするためでもなく、ごく僅かな人数の方かもしれません、介護保険料ではカバーできない出費の助けになります。あと、何より社会から、町から、行政から、あなたの努力は認められていますよというのを評価してもらえることが介護を続ける上で大きな心の支えとなります。それが一番の必要な理由であります。なので、ぜひもう一度検討いただきたいと思います。

#### ○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

先ほどあえてウォンツとニーズの話を申し上げたのは、今回御質問いただいたこの家族介護慰労金について、導入をしないからといって、先ほどるる御説明をされた、家族で介護されている皆さん方の大変さであるとか、そうしたことを見定していることではないということをぜひ御理解をいただかないと、すり替えとは言いませんけど、家族介護慰労金を導入しなければ江北町は家族の介護をしている人たちに対して冷たいとか、理解がないとか、やっぱりそういうふうに置き換えるのは、私は本心ではないですから、あえてそういうふうに申し上げさせていただきました。もちろん江北町だけのことを言っているわけではないと言いながら江北町の皆さんの方をということでしたけどね。今回、町営タクシーの話もそうでしたけれども、北海道の増毛町、先んじて町営タクシーをされた。あそこはいいからあそこと同じのをと言われても、やはり地域の特性というのがあります。

私なりに考えると、多分、家族介護慰労金制度を維持されているところ、1つは超過疎のところがあると思います。なぜかというと、先ほど言ったように、やはり民間事業者が参入する余地がないというか、そういう機会がないというところは、残念ながら恐らく家族で介

護をする必要があるから介護保険制度ができてもなおそうしたところは残っているんじやないかと。今度逆に、超都市化しているところも多分、核家族化が進んでいます。そして、都市に住んでおられるのはいいんですけども、お子さん方が出られて、今度は例えば、その方たちだけで高齢になられて介護が必要になられたと、多分そういう地域的なものがあるんだろうと思います。全国1,700市町村ありますけれども、1,700市町村のうち1,699市町村はやっていて江北町だけがというのならもうこんなことはいろいろ言わなくて、例えば、何でうちはやっていないんだろうかというようなことになるんだろうというふうに思いますし、20市町のうち19市町がやっているのに何で江北町だけがと。もちろん、実は今は江北町だけがということも両面あるんだろうというふうに思うんですけどね。

ですから、繰り返し言いましたけれども、家族介護慰労金を欲しいというお声があつていいんでしょうか。それとも、そうではなくて、こういう家族の介護をする大変さをやっぱり分かってもらいたいと。生活のやりくりが難しい中で何かそういう支援の手をというお声であるんであれば、それは当然我々は耳を傾ける必要があると思いますし、さらに言うなら、この老老介護であるとか今日おっしゃったようなことというのは、江北町だけに起きていることではそれこそないんですよね。それであるならば、やはり国を動かすというようなこともやっていく必要があらるんじやないかというふうに思っています。

以上です。

#### ○井上敏文議長

1番酒井議員。

#### ○酒井明子議員

ありがとうございました。もちろん国に動いていただきたいからこそ地方から動いていただきたいと思っての質問でした。ありがとうございました。これはここで終わらせるのではなく、ぜひ府内でしっかり課のほうでもう一度御検討を願います。よろしくお願ひいたします。

次の質問に行きます。

野生動物被害の継続可能な解決へ向け人材育成計画策定を求める。

1年前の令和6年12月議会にて、野生動物による被害対策、今後の人材育成について問い合わせました。

野生動物による農作物被害は全国で依然として深刻であり、令和5年度は164億円に上り

ました。特に鹿、イノシシ、熊による被害が目立ち、農林業への経済的打撃に加え、生態系や住民の生活環境にも深刻な影響を与えています。東北地方や北海道での近年の熊による人被害は急増し、災害級の状況と指摘されています。今年は豚熱が県内でもはやり、9月24日に町内で初（県内107例目）の野生イノシシの豚熱が確認されました。次いで、9月27日に町内2例目の豚熱が確認されております。

このことが功を奏したかは定かではありませんが、前年度に比べ、イノシシの捕獲件数が半減し被害が少なかったと町民の皆様からは聞いております。が、中には、みかん畠で収穫中に、気づけば隣にイノシシがいたなど、人を恐れないようになってきていることに危機感を感じます。短期的な対策として、駆除だけでなく、農家の方に限らず生活圏内に出没するイノシシによる被害、町民の方々は長期的な視点での対策として人材育成の必要性を強く望まれています。

1、令和6年12月議会で、農業者以外の狩猟に興味がある方へも周知し、わな免許の取得者確保に努めるということでした。

また、研修会を年1回開催するように改善し、支援拡充を町の意見として杵島地区有害鳥獣広域駆除対策協議会へ諮るということでしたが、啓発活動や支援拡充も含め、具体的な進捗状況をお答え願います。

#### ○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

#### ○地域づくり課長（宮本大樹）

酒井議員の御質問にお答えします。

有害鳥獣に対する啓発活動、支援拡充についての御質問であります。

酒井議員におかれましては、昨年の12月議会で、野生動物による被害対策、今後の人材育成という御質問をいただいております。また過去には、池田議員、田中議員、田村議員から、アライグマ、イノシシ等の問題についてそれぞれ御質問がございまして、有害鳥獣対策については大変関心が高い問題であるという認識であります。

そうした中で、捕獲従事者の確保育成に対する取組についてですけれども、狩猟に興味があられる方への通知については、県と協力して若い免許取得希望者の掘り起こしを行っているところであります。

また、研修については、これまで捕獲従事者や捕獲班員に対して、捕獲のポイントである

とか、注意点、安全面について研修を実施してまいりましたが、今年度は、これは1月の予定でありますけれども、先進地の講師を招いて、より実践的な研修、技術の講習を行うよう計画しております。

また、支援につきましては、現在、免許の取得時に1万円の補助を行っております。前回の一般質問で、免許更新時の支援拡充ということで申し上げておりました。早速、一般質問の後、有害鳥獣の協議会、これは幹事会のほうになりますけれども、支援拡充の提案をいたしました。ですが、一部ちょっと反対意見があって、現在、支援拡充には至っておりませんが、これについては引き続き町の提案ということで継続して取り組んでまいりたいと思っております。

以上であります。

#### ○井上敏文議長

1番酒井議員。

#### ○酒井明子議員

ありがとうございました。1年たちまして少しでも、1月に向けての講師の方をお呼びになるということとか、あと、1万円の取得時の支援だけでなく協議会での幹事会に向けての諮っていただいたということですが、そのときにたしか中山間地域の方への補助があるので、自分たちは要らないというお言葉があったかと思います。中山間地域への補助は本当に重要です。ですが、それ以外の地域の方、山手の土元や新宿、上惣辺りの方々への対策が現状はありません。対策、全体的な効果を著しく低下させていると思います。この格差を放置すれば、やはり中山間地域以外の地域の方々もたくさんいらっしゃるわけで、その数年後には対策の担い手が途絶えてしまいます。被害対策、能力的にもそのものが失われるリスクを抱えることになりますので、ぜひ人材育成については今後も引き続きお願いしたいと思います。

2番に行きます。

将来にわたって持続的な体制を構築することが重要、担い手の高齢化、減少が進む中、町の目指す人材育成計画について具体的にお答え願います。

#### ○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

#### ○地域づくり課長（宮本大樹）

酒井議員の御質問にお答えします。

有害鳥獣に関する人材育成計画の御質問でございます。

現在、人材育成計画というのは町において持ち合わせておりませんけれども、杵島地区鳥獣被害防止計画の中に人材育成についての取組方針が示されております。

紹介しますと、3点あります。

まず1つ目が、新規狩猟者の確保・育成を行う、2つ目に、鳥獣被害防止の研修会を開催する、3つ目に、狩猟者をリーダーに町民と地域ぐるみの捕獲体制を整えるということです。

まず、1つの新規狩猟者の確保・育成につきましては、県や有害鳥獣の協議会と協力をして若い免許取得希望者の掘り起こしを行っているところです。

鳥獣被害防止の研修会につきましては、捕獲従事者、捕獲班員に対する研修会の実施を行っていると。

それから、狩猟者をリーダーに町民と地域ぐるみの捕獲体制につきましては、現在、中山間地域に捕獲班が7班設置をされております。そこに対しての指導助言や研修会を実施することにより人材育成に努めているということです。

以上であります。

#### ○井上敏文議長

1番酒井議員。

#### ○酒井明子議員

ありがとうございました。県や杵島地区での人材育成ということで、町の人材育成をやはりぜひ町主導で行っていただきたいです。全域共通の、例えば、研修システムの確立とか、住民の皆さんだけでなく団体の皆さん、被害対策の基礎の知識をお持ちの方を習得するためには、やっぱり参加費用など全額町が負担するなど、例えばなんですか、無料の研修プログラムを全域で実施するなど、周知がとにかく足りないと思うんです。町民の皆様にとって直接関わっている方たちはやはり重たく感じておられますけれども、ほとんどの方が御存じないことだと思うんですね。なので、できるだけ周知をしていただいて、自分事として思っていただけるように広くお伝え願います。その辺はどうでしょうか。

#### ○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

今の自分事として考えてほしいというのはぜひ取り消ししていただきたいです。当然我々、自分事として、我々の大事な職務としてやっておりますから、自分事として考えていないことはありませんから。我々がやっていることについて御不満があるかもしれませんけれども、当然、我々は自分事として仕事をやらせていただいている。

町独自の人材育成というと大変聞こえはいいんですけど、町独自で講師を準備したり、また、いろんな制度をするというよりは、先ほどからお話があったように、国とか県とか、これもある意味全国共通の課題なわけですから、やはりそういう大きな規模でやるということがとても大事だというふうに思っていまして、せっかく今、県とも連携してやろうとしていますし、ほかの市町と比べても、有害鳥獣対策について江北町は決して劣っているとは思っておりません。熱心に積極的にやっておりますが、1つは大町と一緒に協議会を持っているということはあるかもしれませんけど。そういう中で、これからもそういう有害鳥獣駆除体制を町が維持していくためには、1つには、やはり今現に従事していただいている方たちの負担を軽減するということが大事なのではないかなというふうに思います。高齢化ももちろんですけどね。

そういう中で、やっぱり今は仮に捕ったとしても埋める必要がある、重機をわざわざ持ってきて山に埋めても、埋めるところもないよというほど捕れるときもあります。

そういう中で、大町、それと、白石と共同で、これはまだ検討段階ではありますけれども、共同の処理場を造ったらしいんじやないかというような話もあったりしていまして、そういうことも我々は自分事として今検討を進めているところであります。

それとやはり現に捕獲従事をしていただいている方の報償というんでしょうか、先ほどあったように、表年と裏年で大分やっぱり数が違うもんだから、今当然、長期的には増加傾向にあります。そういう中で、やはりきちんとそれにそれこそ報いるような予算立てということが必要なんじやないかなというふうに思います。

それともう一つは、実際捕獲に従事される方の中で、特にわなを使って捕獲をされる方たちの非常に心理的な負担になっているのが止め刺しなんですよね。ですから、この止め刺しのところについてどのように考えるのかという、その精神的な負担ということもやはり考えないといけないかなというふうに思っています。

今回、人材育成ということでありましたけれども、今現に従事していただいている方たちの環境を整備することで新たな参入ということも得られるんじゃないかなというふうに思い

ますし、それにはもちろん町独自でやっていることもありますけれども、やはりお隣の大町町、さらに言うなら県、そして国、やはりそうしたことの中で考えていくということも決して忘れてはいけないというふうに思っております。

以上です。

○井上敏文議長

1番酒井議員。

○酒井明子議員

ありがとうございます。

1つ、自分事としてというのは、行政の皆様に自分事としてという言葉ではお伝えしたわけではなく、町民の皆様へ周知をしていただく際に、自分事として町民の皆様が感じてくださるような周知をお願いしたいという意味で言った言葉がありました。

あと、今回の質問ですけれども、もちろんこれは当事者の狩猟免許をお持ちの方やわな免許を実際されている方たちのお声になります。人材育成にとにかく力を入れてほしいというお声をお持ちした次第ですので、ぜひ町として主導的に動いていただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

では、次の質問に行きます。

3問目、ネイブルの空調工事進捗状況と避難所代替案は。

避難所として重要な役割を果たす施設の環境改善は、町民にとって本当に喜ばしく、工事関係者や役場の皆様に感謝いたします。災害時、利用者がどれほど安心でき、快適に過ごせるかと思うと、春が待ち遠しく、夏が楽しみです。

令和7年3月議会で、避難場所の空調設備工事中の危機管理について問いました。町長は早めに工事期間中の代替案を町民の皆様にあらかじめお知らせするようにしたいと答弁されました。今年は幸い台風被害もなく、地震も通告時はありませんでしたが、11月25日にもありましたし、本日未明、青森県東方沖での地震がありました。やはり危機管理は大切です。

それでは、1番、空調設置は計画どおりに進んでいるのか、工期に間に合うよう担当課はどれくらいの頻度で立会いを行い、町の定める工事の監督要領や監督基準など、どのような基準で実施されているか、お答え願います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

## ○総務政策課長（山中博代）

皆さんこんにちは。ただいまの酒井議員の御質問にお答えをしたいと思います。

本年の3月議会においては、ネイブルとさわやかスポーツセンターの空調設置工事の工期が同時期となることに対しまして、避難所開設がどうなるのかといった御質問だったかと思います。

今回もこれに関連しての御質問ではございますけれども、空調設置工事については、現状、さわやかスポーツセンターにおいての現場作業は既に終了をしております。それで、12月からの施設の利用は可能ということでございます。

また、ネイブル、多目的ホールの空調設置工事につきましては、令和7年9月19日に本契約を行ってから約2か月半となりますけれども、ようやく工事のほうに取りかかる準備が整ったというところでございまして、現時点の進捗率としては約15%程度となっております。

今後、年末には機器のほうの搬入が予定をされておりまして、さらに工事の進捗も進むというところで考えております。

これまでトラブル等はなく工程どおりに進捗をしているというところでございまして、令和7年度末までには工事を完了する予定としております。

また、職員の立会いにつきましては、令和7年9月29日に現場渡しを行って以降、工事発注仕様書の規定に基づきまして、2週間に1回の頻度で立会いを行っております。工程表により報告をしてもらいまして、工事に遅れがないかなどの確認を行っており、11月までには6回実施をしているところでございます。

また、工事の監督につきましては、地方自治法第234条の2第1項及び江北町財務規則第136条の第1項の規定に基づきまして、職員3名を監督職員として任命をしているところでございます。事業者に工事監理業務を委託いたしまして、そのほか職員の工事監督支援業務としても佐賀県建設技術支援機構に業務委託を行いまして、それぞれに工事内容の確認をしていただきながら監督の業務を行っているというところでございます。

以上でございます。

## ○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

## ○町長（山田恭輔）

今回のネイブルとさわやかスポーツセンターへの空調の整備というのは、ここ数年来の懸

案がありました。一時期は純粋にという言い方がいいかどうかは分かりませんけれども、ネイブル、さわやかスポーツセンターへの空調というようなことで検討をしてきておりましたけれども、一度は頓挫しかけておりましたけれども、議会からも何度も御質問もいただきましたし、最終的には避難所の環境整備という位置づけにさせていただいて、何とか工事着工の運びとなり現在整備中であるということです。

今回の一般質問の中でも空調について御質問がありましたけれども、ぜひここは御理解をいただく必要があるだろうというふうに思います。というのも、財源が、いわゆる緊急防災対策債という避難所の環境整備のための起債事業に充てられる事業を活用させていただいているものですから、こう言ってはなんんですけど、避難所としては全く空調は使わないのに、スポーツ大会のあるたびに空調を使っているということになると、そもそもこれは例えば、補助金だったら目的外使用とかいって結構なかなか大変なんですよね。ですから、やっぱりそういうことも注意をしないといけないと。だから、全く使っちゃいけないなんては思っていませんけど、あくまでも整備の目的というのはそれですよというところが1つ。

それと、当然やっぱりあれだけの施設で、もともと空調前提の構造になってはいないものですから、それぞれのお住まいのように、きんきんに冷えるということではなくて、あくまでも避難生活を維持できるようなための空調ということな物ですから、こうした一定の性能ということについても、もしかすると皆さんイメージされるようなクーラーの効いた部屋でみたいなこととはちょっと違うかもしれないということが1つ。

大きな施設で空調を動かすもんですから、当然動かすためにはやっぱりコストがかかってきます。先ほど申し上げたように、当然、避難所で使ったときに避難者の方に負担していただくなんてことは全くないわけですけれども、先ほど言った、ある意味目的外の使い方ということは、当然それだけのコストの御負担ということもやはり考えていただきなければ、空調もできたのになぜ使われないのか、なぜただで使われないのかということになると、先ほど申し上げた財源そのものが危うくなるというところはぜひ御理解をいただきたいというふうに思っています。

以上です。

#### ○井上敏文議長

1番酒井議員。

#### ○酒井明子議員

詳しい説明どうもありがとうございました。順当に基準などを満たされ実施されていることが分かりましたので、町民の皆さん安心されたと思います。

次の2番、工事期間中の代替の避難所についてのお知らせはできているのか、どこになつたのかをお答え願います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今年は3月議会で当然、避難所にも指定されておりましす、その避難所の工事をするものですから、その分の避難者の皆さんの対応については考えると、代替が必要であれば代替についてお知らせをするというようなことを申し上げました。実はそうした避難も想定をして幾つか見直したことがあります。

1つは、工期についても、もちろん地震はいつ何どき起きるか分からないというのは承知の上でではありますけれども、江北町で言えば、いわゆる大雨被害の発生のおそれのあるような時期は避けさせていただきましたし、当初は全面工事をするということにしていましたんですけども、半面ずつは利用の維持ができるというような工夫をさせていただいて、仮にそういう避難の必要があったときも影響は最小限にとどめるような対応はさせていただいたところであります。

ただ、半分とはいえ、今、町のほうで準備をしている避難所の避難者の数は実際減るわけですから、これも今回、一般質問で言ったように、そもそもうちが何人分避難所を準備する必要があるのかというところにも実はかかってくるんですよね。ですから、こうしたことは、今回、一定整理をさせていただいているということですので、こちらについては担当課長から答弁をさせたいと思います。

○井上敏文議長

総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

酒井議員の御質問にお答えしたいと思います。

ネイブル多目的ホールの工事につきましては、先ほども申し上げたとおり、今年度末までということで工事が完了する予定でございまして、これまで工事期間中において、我が町において避難所開設が必要な状況にはなっておりません。

代替をどこにということでございますけれども、どこにということはお知らせはしておりますけれども、江北町の指定避難所についてはネイブルを含めて11か所ということで、これは地域防災計画にも定めておりまして、町のホームページでも公表しているところでございます。

指定避難所の開設については、災害の規模や種類によって適切にお知らせをするということになります。

なお、指定避難所の収容人数についてですけれども、基準等はございませんので、佐賀県の県・市町の物資に関する連携備蓄体制要領に基づきまして、住民基本台帳に登録している人口の5%が想定避難者数の目安ということでありまして、これによりますと、当町においては約500人ということでございます。

また、スフィア基準のほうでも1人当たり居住空間が最低3.5平米必要ということではありますが、現状、指定避難所の収容人数は全体で1,084名となっておりまして、基本的には、今後、仮に避難所の開設が必要となった場合は、ネイブルの収容人数が半減をいたしまして129人差し引くということになりますけれども、それを差し引いても残り955人ということで、目安の500人は指定避難所、ほかのところで収容できるということでそのような対応をしたいということで思っております。

以上でございます。

#### ○井上敏文議長

山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

せっかくですから江北町の避難所の在り方について少し申し上げますと、今回やっとネイブルとさわやかスポーツセンターに空調の整備がなされました。先ほどあったように、何人分用意するかというところはもう少しやっぱり精査が要るんだろうというふうに思います。というのは、災害の種類によってその用意すべき数というのは全然違いますし、さらに言うなら、例えば、もともと大きな地震であれば町全体がダメージを受けるわけですから、その避難所すら確保できるか難しいということありますので、そこは個別に見る必要がありますが、少なくとも今、我々が準備をしている避難所の全体の環境の底上げというか、やっぱりそういうことはする必要があるというふうに思っています。何を言いたいかというと、小学校とか中学校の体育館についても、これも小・中学校の体育館の空調というのは、どちら

かというと教育分野のことで今年もいろいろ話題になりました。都道府県によってかなり差があるよねとか、江北町でも、かつては教育委員会としては、小・中学校の体育館に教育上は学校の活動場は必要ないというようなことではありましたけれども、少なくともやっぱり避難所にはしているものですから、ぜひその避難所の空調整備という考えの中で小・中学校の体育館の空調整備ということも考えていく必要があるかなというふうに思います。

簡単に言いますと、我々として何人分の避難所を準備するか、そして、避難所としたからには、やはり全体の環境の底上げということをこれからも順次していく必要があるというふうには思っています。

以上です。

#### ○井上敏文議長

1番酒井議員。

#### ○酒井明子議員

ありがとうございました。あらかじめという言葉を聞いておりましたので、とても安心していました。なぜかというと、先ほども町長がおっしゃったように、本当に地震が起きたときには町全体が機能しなくなる可能性があるわけです。だから、それを想定してあらかじめどのように動くのか、どこに動くのかを指示なさってくださると思っておりましたので、できれば、今回、地震も頻繁に起きておりますので、あらかじめどのように町として動かれるのかを想定して早急に示されたほうがよいのではないかと思っております。よろしくお願ひいたします。

では、次に行きます。

エキ・キタのにぎわい、再度求む。

令和7年6月議会でコンテナショップ「エキ・キタ」のにぎわいと熱中症予防対策について問いました。その際、地域づくり課長は、土曜日をエキ・キタの日とし、役場駐車場を土日開放することで駐車場不足を解消するよう計画、また、熱中症対策として、ミスト、日よけ、雨よけの設置を予定していると回答いただきました。しかしながら、半年が経過しても、肝腎な店舗の皆様にこれらの計画が全く伝わっておらず、計画実行の遅延と現場への情報提供の欠如は、官民連携によるにぎわい創出の根幹を揺るがす問題ではないかと思います。

そこで、前回の答弁内容の進捗状況とより踏み込んだにぎわい創出策について改めて問い合わせたいと思います。

1、役場駐車場の土日開放計画はいつ開始予定なのか。駐車場に関しては、エキ・キタのトイレ東側は利用できないのか。また、土曜日をエキ・キタの日とするには店舗の方々の協力が不可欠です。店舗の方々の了解を得ることがまず必要なのは。エキ・キタの日開始までの具体的なスケジュールと内容をお聞かせ願います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

酒井議員の御質問にお答えします。

酒井議員におかれましては、6月議会においてエキ・キタの駐車場確保、熱中症対策、また、にぎわいづくりのための様々な御提案をいただきましたし、エキ・キタの現状については大変御心配をいただいていると認識をしております。

まず、役場駐車場の土日開放についてですけれども、管理の主管課である総務政策課と利

用協議を行いました。

一般の方が土日に役場駐車場に止められる場合も特に制限はしていないので、エキ・キタの利用でお使いいただいても構いませんし、店舗の方が役場駐車場を御案内いただいても構わないということになります。エキ・キタにお越しの際にはぜひ御利用いただきたいと思

います。

ただ、土日の公民館利用で駐車場が混み合う場合があります。その場合はそちらのほうが優先ということで御理解いただきたいというふうに思っております。

次に、トイレ東側の駐車場の活用ということではありますけれども、このことは後の答弁にもちょっと関係するか分かりませんけれども、一帯は、送迎車の往来とかJR駐車場の利用者が通行する場所でもあります。安全確保を踏まえて共有スペースの有効利用ということで考えています。

次に、エキ・キタの日についてであります。

エキ・キタのにぎわいが図られていない現状は地域づくり課としても何としても打破をしていきたいと考えております。

これまで、活性化補助金の活用とかで事業者の方の主体的な取組ということで委ねておった部分がございますけれども、エキ・キタのにぎわいづくりのためには町がバックアップすることも必要であると考えております。まずは、店舗の方と意見交換を重ね、土曜日の

にぎわいづくりを目標に方法を探ってまいりたいと考えております。

以上です。

### ○井上敏文議長

1番酒井議員。

### ○酒井明子議員

ありがとうございました。やはりエキ・キタの事業所の方々をつなぐ役割であられると思うので、ぜひよろしくお願ひいたします。

では、次に行きます。

ミスト設置については、購入するのか、レンタルを考えているのか、その際の水道料金は町が負担するのか、また、日よけ、雨よけの設置は突風が吹き抜ける場所だと思いますが、いつどのようなものを設置するのか、お答え願います。

### ○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

### ○地域づくり課長（宮本大樹）

酒井議員の御質問にお答えします。

ミスト、雨よけ、日よけの設置ということであります。

まず、ミストの設置につきましては、トイレの外に蛇口を取り出すという必要がありまして、準備の関係上、今年の夏は設置をいたしませんでした。設備については、佐賀西部広域水道企業団のレンタルが可能ということであります。

また、雨よけ、日よけの設置については、6月議会で、雨風をしのげて気温が一定管理できるスペース、暑さ寒さも含めて半屋内、半屋外みたいなところを参考にさせてもらって環境改善をしていきたいと、そのような答弁をいたしております。

議会後にこうした施設について見積りを取ったところ、鉄骨造で約1,200万円、木造のもので780万円とかなり高額な投資が必要であるということが分かりました。また、一帯は突風が吹くということで、施設の設置には一定の安全性というものが求められると思います。ハードの投資をするためには、まず、にぎわいの回復を先に図りたいということで考えております。順番としては、にぎわいづくり、その先に環境の整備ということで進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○井上敏文議長

1番酒井議員。

○酒井明子議員

ありがとうございます。順番としては、にぎわいづくりをまずされて、環境整備に移られるということで、ぜひ安全性を考えてきちんとしたものを設置いただきたいと思います。

では、一旦ちょっと画像をお願いします。

(パワーポイントを使用) こちらを見ていただきたいんですけども、こちらは県内で自動販売機が設置をされていて面白い自動販売機があちこちにありましたので、一通り知っているものだけを画像にしております。

こちらは福岡工務店さんにあるお芋の販売機です。

次に、三瀬夢たまごムーラン・ルージュのパティスリーシュシュさんの卵の販売機。

こちらがカフェトミタさんのキャラクターの猫が目印の販売機になります。チーズケーキなどが売られています。

こちらはオリジンコーヒーさんのコーヒーの販売機になります。

こちらは佐賀駅の南口に設置されていますが、嬉乃すしさんの販売機で万能だしの販売機です。

こちらは小城の小城羊羹、コーヒ一羊羹などを、あと、たちようかんといいまして、固いようかんを小パックにしたもの販売されている自動販売機です。

こちらはピッツェリア・ダジーノさんのピザの販売機になります。

なぜこの自動販売機の映像をお見せしたかといいますと、3番の質問になりますけれども、一時的なイベントで開催だけではなく、にぎわいの質を高めるために一部店舗で自動販売機を設置したいという意向がありました。江北町行政財産使用料条例に基づく使用許可を求める声があります。既に1店舗設置をされており、にぎわい創出のため、自動販売機のテーマパーク化に向け、行政財産を活用し、新たな集客の核として打ち出すことができないか、町の積極的な見解をお聞かせ願います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

エキ・キタという施設というよりは、やはり我々のニーズ的にというかテーマとしては、

やはり駅北口周辺のにぎわいの復活というのがテーマでありますし、そういう中でエキ・キタの整備をさせていただいたところであります。

酒井議員におかれでは、まさに駅の北口周辺を地元とされておられることもあり、駅の北口の周辺のにぎわい復活に大変熱心に取り組んでいただいていることを改めてお礼を申し上げますし、今回その1つのアイデアとして、エキ・キタの自動販売機のテーマパーク化ということで御提案をいただいたことについてもお礼を申し上げたいと思います。大変面白いですね。

ただ、ここから先は私もどっちかというと行政のほうでの目で見たときには、さつき幾つか御紹介していただいたところは実店舗の前に置いてありますね。例えば、嬉乃すしさんはその前とか、ダジーノさんはダ・ーノさんのピザ屋さんのピザをダジーノさんに置いてあるわけじゃないんですか。違うんですかね。何を言いたいかというと、じゃないのもあるもの分かっていますからあれですけど、先ほど、今、農業の人材不足みたいなことがあって、看護師さんも全国の看護学校の6割が定員割れとかいうことも今日御紹介をしましたし、これはまた、飲食業界も大変人手不足が激しくて、都会は案外、学生さんたちがおられて、学生さんたちがそこを担っておられたり、それこそ外国人の方が担っておられたりということはありますけど、なかなかやはりこの近辺はそういう飲食店に従事する方もおられないということで、それこそ近隣の私がカツカレーを食べに行くお店があるんですけど、ここは何と日曜日お休みなんですよね。とか例えれば、近隣でも有名なラーメン屋さんがあります。もちろん平日昼間はなかなか行けませんから、ちょっと夕方でも行こうかと思ったらもう2時に閉まっているんですよね。

というのは、多分、人がいれば開けて商売ができるけれども、人がいないから、もう営業時間そのものを短くしていく必要があるということがあって、恐らくお店は開けないけれども、作っているものを提供したいとか、やっぱりそういうこともあって、多分こういう自動販売機というものもそのアイデアの一つとして普及してきているんじゃないかなと思います。もちろんそれだけじゃなくて、よくガチャガチャとか、それそのものがいろいろ付加価値を持っているものというものがあるのも存じ上げていますから、それだけが理由とは言いませんけど、多分そういう今の社会的な背景の中でのアイデアかなというふうに思います。

今御紹介いただいたものをもし仮に江北町に全部あれば、それはエキ・キタも大分にぎわうだろうと思うんですけど、やはり1つ問題なのは、商品の入替えを、これを誰がするのか

ということですよね。そういったことから考えないといけないというふうに思いますので、アイデアとしては確かに面白いというふうに思いますけれども、町としてテーマパーク化ということについては少しそくその事業性をやっぱり考える必要があるかなと思っています。  
以上です。

○井上敏文議長

1番酒井議員。

○酒井明子議員

申し訳ありません、説明が足りなかつたかと思います。

この自動販売機は一例をお見せしただけで、こういう面白い自動販売機がありますということが前提でありますし、エキ・キタの皆様が自動販売機を御自身たちで設置したいというお話です。私が言い始めたというよりも、エキ・キタの事業所さんの皆様の中で自動販売機を設置してテーマパーク化にしたいというお話が出ているというお話です。なので、ぜひ町として協力をしていただきたいと思うんですけれども。

○井上敏文議長

酒井議員、時間ですので、まとめください。

○酒井明子議員（続）

では、最後に課長からのお答えをお願いいたします。

○井上敏文議長

時間ですので、時間は厳守していただきたいと思います。簡単にお願いします。山田町長。

○町長（山田恭輔）

あまりにも面白いもんだからそれに引っ張られてしまいましたけれども、先ほど言ったように、やっぱりどこも人手不足。だから、人がいないと物を売れないということじゃなくて、そういうアイデアを出して、店は開けられなくても御自身のお店の物を提供するということは十分に考えられるんじゃないかなと思います。

○井上敏文議長

時間です。1番酒井議員。

○酒井明子議員

どうもありがとうございました。ぜひ後ろ盾をよろしくお願ひいたします。

終わります。ありがとうございます。

## ○井上敏文議長

1番酒井明子議員の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開11時15分。

午前11時6分 休憩

午前11時15分 再開

## ○井上敏文議長

再開いたします。

2番古賀里美議員の発言を許可いたします。御登壇願います。

## ○古賀里美議員

皆様こんにちは。通告に従いまして質問をさせていただきます。2番古賀里美でございます。昨日からの一般質問、大変お疲れさまです。本日、私で最後ということでトリを務めさせていただきます。どうぞ、少しリラックスしてお聞きいただければ幸いです。

質問事項、町、事業者、町民が一緒になって支える仕組みとなる三位一体の町営タクシー事業を望む。

我が町における移動手段の確保は、町民生活の根幹に関わる重要な課題です。私は、9月議会において町営タクシーの進捗状況について質問をしました。その際、町長は、町内タクシー事業者との協議を踏まえ、有償運送での整備が難しい場合には無償運送という形も一つの考え方である。その判断の時期が来ていると答弁されました。その後、町営タクシーの導入についてどのように判断、決定されたのか質問をしていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず質問1です。

有償運送、無償運送、どちらの方針に決定されたのか。無償運送とされた場合、有償運送が困難である理由や町内タクシー事業者との協議の結果どのような課題が示され、具体的な対応をされるのか、お伺いします。

## ○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

## ○町長（山田恭輔）

町営タクシーにつきましては、議会の冒頭の所信表明の中でも、この1年を振り返ってみて、一番、意を用いてきた事業であるということも申し上げましたし、その意味というのは、

もう最初から何か完成形があって、それに向かってひたすらに進むということではなくて、言ってみればいろんな利害関係者の皆さん方との調整であるとか、やはりその制度設計ですよね。発想じゃなくてやっぱり構想のところで、時間もそういう労力も要したものだから、1年を振り返ると一番、私としてはある意味、印象といいましょうか、深い事業だということを申し上げました。

そうしたことの中で、先ほど御紹介いただいたように、最終的にはそういう有償でのタクシー事業ということも想定をする必要があるわけですけれども、少なくとも現状にあっては、町内、また町外にもタクシー事業者さんがあられる。そして今回、佐賀タクシーさんの江北営業所が廃止をされるということの中で、やはりこうした町内外のタクシー事業者さんのある意味協力といいましょうか、ということも得る必要があるわけありますし、そういう中で、江北町としては将来に向けた、まずタクシー事業としては利用者の制限をしたり、場所の制限をしたりということで一定の制限をした上で無償運送としてまず始めたいということを申し上げたと思いますし、本議会では、来年の4月の運行開始に向けた準備に係る経費も予算を提案させていただいているということです。

そういう中で、無償と判断した理由と経過ということですけれども、これも申し上げましたけれども、いわゆる有償運送というのは国の認可が要ります。そして、その国の認可の重要な条件としては、地域公共交通会議での了承ということが挙げられています。

地域公共交通会議というものは何かというと、まさにそういう他事業者との利害調整機能というものが地域公共交通会議の本質だというふうに私は思っておりまして、何を言いたいかというと、やはり有償運送に仮に町が乗り出すとすれば、やはり他事業者の賛同が得られなければできないということなんですね。

そういう中で、これは江北町だけじゃなくて全国的にですけれども、タクシー事業者の廃業が相次いだりということで、そういう中で国は、まずは町でタクシー事業をするよりは、タクシー会社の、言ってみれば経済的な支援をというお立場だったというふうに思います。ただ、前は太良町の事例を御紹介しましたけれども、仮に町が一定の予算を割いてタクシー事業者に支援をさせていただいたとしても、結局、利用される方はタクシー料金のままなんですね。そういうことであれば、今回、老連から頂いた嘆願書にあるように、使いやすい移動手段という条件にはやっぱり合わないということもありまして、町としてやるとすれば、その地域公共交通会議または有償運送の壁を乗り越えるのに時間を要するよりは、まずは、

そうした事業者の皆さんともすみ分けをしながら、無償運送で始めたほうがいいという判断をさせていただいたということあります。

以上です。

○井上敏文議長

2番古賀議員。

○古賀里美議員

ありがとうございました。

以前から令和8年4月開業と発言されていますが、現在の進捗状況、事業概要、例えば運行日、利用方法、料金等について、現時点で決定されていることについて説明いただければと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

これも既に新聞報道もされましたし、その前には、事前に議員の皆様方にもお知らせをしたところでありますけれども、今議会、12月議会では、補正予算として来年4月の運行開始に向けた、例えば車両のリース代であるとか、また、周知に係る経費であるとか、具体的な準備に係る経費を提案させていただいております。

現時点で、町で考えている江北町の町営タクシーの概要について少し御説明を申し上げますが、先ほど申し上げましたとおり、やはり町内のタクシー事業者さんとの共存、すみ分け、連携ということを前提にさせていただいております。

運行開始は令和8年4月1日からということを予定しておりますが、江北町の無償運送といいましょうか町営タクシーの目的は、高齢者の方で免許を返納された方、またはまだ免許を返納していないけれども自動車を持っておられない方など、自ら移動手段を持たない方を対象にしたいということでありまして、ひとまずはスライドドアがついている軽自動車が今ありますね。あれを2台使って運行をしたいというふうに思っています。

無償運送というぐらいですから、タクシー料金なんてもともと頂かないし、頂けないわけですけれども、いわゆる実費については負担をしていただけるということでありますので、実費の一部である片道100円の利用料は頂きたいというふうに思っています。

昨日、北海道増毛町の事例を御紹介いただきましたけれども、多分、江北町の皆さん方も、

全くの無料だと逆に気の毒でということもあるんじやないかというのもありますし、利用料は片道1回100円は頂きたいと思っています。

運行の日時ですけれども、平日の午前9時から午後4時です。病院であるとか、買物であるとか、役所であるとか、その他のいろんな用事に使っていただくことを想定しております、月曜から金曜までの午前9時から午後4時、それと土曜日も病院あっていますね。ということで、土曜日は午前9時から正午までを今のところ運行日時ということにしております。もちろん、祝日とか、日曜とか、年末年始には運休をさせていただくというふうには思っています。

それと、実際利用していただけに当たっては、先ほど申し上げたような条件を満たすということで、申告をしていただいた上で、まずは利用の登録をしていただきます、私は使いたいと。その上で、実際使うときも事前に予約をしていただきたい。というのは、限られた台数の中で効率的に利用をしていただこうということで考えていますので、やはりそういう運行の調整みたいなことをする必要があるものですから、そこは申し訳ありませんけれども、いわゆる民間の一般のタクシーとは少し違うところかなと思います。

運行の範囲は町内ということではスタートをさせていただきたいと思います。もちろん、例えば近隣の大きな病院に通院をされておられるというのもよく存じ上げております、健康福祉課のほうでは、町内の皆さんがどういうところに病院に通っておられるかというのも分かるものですから。ただ、先ほど申し上げたように、民間事業者さんと競合ということではなくて、共存、連携ということの中で、やはりここはまずは一定の制限をかけたほうがいいだろうということで、運行範囲は町内ということをさせていただきたいと思います。

多分この後また少し御質問があると思いますけれども、ともするとこうした類いのサービスというのは、買物と病院、役場というふうに、とにかく生活に必要な最低限の用事しか駄目というところが多いんですけど、そこは少し私考え方方が違いまして、特に高齢者の皆さんがこれからも生き生きとして、生きがいを持って暮らしていただくためには、必要最低限の病院、買物というだけでは、私はやはりニーズには応えられていないんじゃないかなということで、利用の目的については制限をしないというふうにしております。だから、例えばグラウンドゴルフに行くとか、場合によっては三夜待に行くのに使ってもらいうわけにはいきませんけれども、もともと移動手段がないということの中で、やはり三夜待にも参加したい、グ

ラウンドゴルフにも行きたい、町のイベントにも行きたいということであれば、買物、病院という最低限の利用目的には限っていないというところが少しほかの事例とは違うところがあるかなというふうに思っています。

それで、一応、利用制限ということもさせていただきたいと思います。ただ、これは利用状況を見てまた変更ということは可能だと思いますけれども、一応、お一人月8回。先ほどの通院なんかを調べると、いろいろあります、週2回通院される方もいらっしゃいます。週1回でもいいという人もいますし、毎月1回行けばいいという人もいれば、3か月に1回でもいいという人もいろいろおられます。そういうことの中で、ひとまず多くの方に使っていただくということでお一人月8回。ですから、1回が片道ですから、1往復で2回になりますね。ですから4回と、用事済ますのに。ということを今のところ予定をしておるということあります。

以上です。

○井上敏文議長

2番古賀議員。

○古賀里美議員

ありがとうございました。

町営タクシー事業が来年春より運行開始となること、大変心強く受け止めております。まずは、高齢者の皆様の移動手段として、町が確実に一步前進したことを評価したいと思います。県内の自治体がタクシーを運営するのは初めてということで、本当にほかの自治体からも注目を集めています。

先月の新聞記事にも取り上げられていたのですが、対象者は運転免許証や車を持たない人で、町内限定で運行し、夜間や日曜、祝日は休業するということですが、夜間はともかく、本町のイベントや地域行事の多くは日曜日や祝日に開催されていると思います。先月のビックキーふれあいの日も祝日でしたね。

こうした行事こそ地域に参加していただく絶好の機会でもあり、特に移動手段の乏しい高齢者の方々こそ積極的に参加していただきたいと考えます。なので、イベント開催時のみでも構いませんので、特別運行を検討していただけないでしょうか。地域行事への参加促進は、健康づくり、孤立防止、地域のにぎわい創出にもつながり、町営タクシー本来の目的である移動支援にも合致するものと思います。町民が安心して外出し、地域で活躍し続けられるよ

う、柔軟な運行体制を御検討いただきたいと思いますが、町長のお考えをお願いします。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

せっかく江北町として事業に乗り出すわけですから、やはり住民の皆さんニーズに応えてこそというふうに思っておりますし、以前から古賀議員におかれましては、イベントに行ってみたいという高齢者の皆さん方のまさに声に応えたいというお気持ちだらうと思いますし、そこは、実際運行を始めた中でそうしたことも当然考えられると思いますが、ひとまずは、この令和8年4月1日からこういう形で町営タクシーの運行をスタートするという間には、本当にいろんな関係事業者さん、また関係機関との調整というと非常にきれいに聞こえますけれども、本当に、正直言うと激しいやり取りもする必要があったりしましたし、それは本当に総務政策課の、それこそ町営タクシーチームが頑張ってくれたものですから、しかも、先ほど申し上げたように、やはり、こうしたタクシー事業者さんともこれからは共存していく必要があるというのは、我々だけで全てのニーズに応えられるわけではありません。何かニーズというと全部役所が応えないといけないとか、そうではないんですよね。

そういう中で、タクシー事業者さんもやはりパートナーだというふうに思っておるものですから、そういう中で、まずスタートは一定の制限、条件をつけさせていただいてということではありますけれども、当然、これからはこうした運行の状況を見ながら、また、ニーズも把握をしながら、いろんな可能性があるというふうに思っております。

以上です。

○井上敏文議長

2番古賀議員。

○古賀里美議員

ありがとうございました。

取りあえず、ひとまずそれをやっていくということで、よく分かりました。

すみません、先ほど1問目の質問のときに町長に答えていただいた佐賀タクシーの12月の撤退のことで、ちょっと関連で質問させていただきたいのですが、いいでしょうか。

今現在、駅には佐賀タクシーの指定の駐車スペースがあると思うのですが、北口にはありますね。南口には今のところありません。佐賀タクシーが12月で撤退した後は、江北駅の構

内タクシーという扱いはフリーになるのでしょうか。フリーとなる場合、町外タクシーの北口、南口の乗り入れとかは可能と整理していいのでしょうか。町としての見解をお示しいただきたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

この件については、昨日、田村議員からも御質問をいただきて、ちょっと今、実際動いていることなもんですから、あまり確定的には申し上げられませんが、構内タクシーについてはJRさんが、要は構内への指定を認めると、逆にいうと構内タクシーの指定を受けなければ中でお客さんを乗せることができないという仕組みなんですよね。その分、当然ほかに、排他的にお客さんを独占できるもんですから、そういう仕組みであると、構内タクシーはですね。それをこれまで佐賀タクシーさんが担ってこられていたんですけども、今回、江北営業所を廃止されるに当たって、そういうことであれば、町としてはフリーにされたらどうですかと。だってお客様が降りてくるのをわざわざタクシー会社さんが拾いに行かないということはないわけだからですね。そんなやり取りも実はさせていただいたんですが、昨日の田村議員の御質問にお答えをしたとおり、幸いといいましょうか、今、町内外のタクシー会社3社が、JRにその構内タクシーの申請をされているということありました。

昨日、質疑が終わった後に確認をしましたけれども、一応申請中ということありますけれども、具体的なお名前はお伝えしてもよさそうだったもんですから。一つには江北町の杵島タクシーさん、もう一つは大町の大町観光タクシーさん、それともう一つは白石町のキングタクシーさん、今のところの3社が江北駅の構内タクシーと、すみません。錦タクシー（174ページで訂正）と大町観光タクシー、それとキングタクシーの3社が申請をされているということでありましたので、実際どういう形で運用をされるかとか、今御指摘があったように北口の話ですよね、今のところですね、前は電話があつたりしていましたけど。

それで、南口はどうするのかとかいうことは、今JRでやり取りをされておられるものですから、こちらについては、また確定をすればお知らせをしたいというふうに思いますが、まさに住民のニーズ、もちろん役所でするべきがあるところはしますけれども、やはりそういう民間で担っていただけるところがあるわけですね、実際、お客様は降りられるわけだからですからですね。ですから、そうしたことになっているということです。

これで一応お答えしていますかね。

すみません。もう一度訂正をさせていただいて、正確に申し上げます。

江北町の杵島タクシー、それと大町町の大町観光タクシー、それと白石町のキングタクシー、この3社が、今JRに構内タクシーの申請をしていただいているというふうに聞いておりますし、その際には南口も含めて、要は駅の構内ということありますから、そちらのほうも併せてということあります。大変失礼いたしました。

以上です。

#### ○井上敏文議長

2番古賀議員。

#### ○古賀里美議員

北口と南口を合わせてということだったので、ひとつそれに関連して質問なんんですけど、北口には指定タクシーの枠があるんですけど南口にはないので、今現在、通勤通学の時間帯はすごい込み合っています。すごい台数が並んでいて、本当に一般で通られる方に迷惑をかけていると思うんですけど、その場合、その時間帯にタクシーが待機する場所がないと思うので、南口にも指定という形を持っていくことはできるんでしょうか。

#### ○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

南口にもタクシーの乗り場はありますが、ただ、今おっしゃったのはちょっと別の問題として、おかげさまで江北駅、もちろん江北町内の皆さんもそうですけれども、近隣の市というか、町の皆さんも大変御利用いただいていまして、通勤、通学の特にお帰りのときですね。おっしゃるように、あそこはずらり並んでいます。ですから、逆にちゃんとタクシーの場所も確保しつつ、それはまた別の問題としてやっぱり対策を取る必要があるなということをつい先日思ったところでした。もう本当に数珠つなぎですというぐらい、今、実は江北駅というのは近隣の町の中でもやはり使われているんだなというふうに思いましたし、ちょっとあのままだと、子供たちが自分の家の車にさっと乗るときに車が来るとか、やっぱりそういう錯綜しかねないので、ここはやはりきちんと対策を考える必要があるなと改めて思ったところですが、少なくとも、タクシーのゾーンというのは南口にもあります。

ただ、北も南も両方タクシーを置くとなると2台配車する必要がありますよね。それで、

さっき3社と言いましたよね。3社も、いつも3社というよりも、多分これは推測ですけれども、曜日で当番を決めるとか、そんなことになるんじゃないかなと思いますし、もしかするとタクシーは北側だけとか、そういうこともあるのかもしれません。というか、多分JRさんとか、これからタクシー会社さんともよく話をして、やっぱり住民の皆さん、初めての方は多分改札を降りたすぐどっちに行く必要があるかなと多分迷われるんだろうと思うんですね。都会なんかはタクシー乗り場こっち、バス乗り場こっちというのがありますから、そういう町のほうもぜひ関わって、利用者の方が迷ったりされないように。

それと、さっき言ったような現象も起きているものですから、やっぱりそういう安全対策ということも、我々も関わってやっていく必要があると思っています。

以上です。

○井上敏文議長

2番古賀議員。

○古賀里美議員

それで、我が町の町営タクシーは構内に入れるのでしょうか。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

もちろん、江北町の江北駅ですから、江北町民の方で、電車で帰ってきてと、もちろん高齢者で車がないという方もおられると思いますけれども、江北町としては構内タクシーに入る予定はありません。というのは、先ほど申し上げたように、やはり近隣の、町内外のタクシー事業者さんとの共存をしていかないといけないということの中で、江北町がここまで乗り出して、しかも事前の予約もしてもらう必要があるし、仮にあそこに車止めておいて乗れますかと言われても当然乗れないわけですね。それよりは、もともと2台体制なので、そこは民間のタクシー会社さんにお任せをして、それ以外のところをしっかりと町のほうでカバーをしたいということで考えておりますので、江北町が構内タクシーに入るということはありません。

○井上敏文議長

2番古賀議員。

○古賀里美議員

分かりました。ありがとうございます。

それでは、次の質問に行かせていただきます。

本町の移動の支援を行っていただいている移動支援チームの皆様は70歳前後のベテランの方々であり、地域の移動を支えていただく大変貴重な人材です。日頃の献身的な活動に心より敬意を表します。

しかしながら、今後も持続可能な移動支援体制を築いていくためには、現在のチームの皆さんの負担を軽減し、次世代の担い手を徐々に育成していく必要があると思います。

そこで質問です。

町が町内の事業者、団体等への働きかけを行い、若い世代、現役世代のドライバーを確保するための協力体制づくりを進めていくお考えはないでしょうか。

現在、移動支援チームの方々の経験と新たな世代の力が三位一体となることで、安定した移動支援を継続し、提供できるのではないかと考えますが、今後の移動支援チームに対する町の支援方針をお聞かせいただけたらと思います

#### ○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

支援チームに対する支援というのもですね。

今回、三位一体という言葉を使っていただいているけれども、三位一体で取り組むというのは、こうほく移動支援チームの会議の中で私が申し上げさせていただいた言葉であります。住民の皆さん、そして民間事業者さん、それと行政の三位一体で江北町のこれからの中の移動手段の確保をしていきましょうということを申し上げたところであります。

今、御紹介をいただきました江北町内でも、どちらかというと共助ということの中で、いわゆる移動支援という取組を始めていただいていると、その端緒になりましたのが、大西区で始めていただいている大西未来ネットワークの会という会がありまして、こちらは令和6年7月に立ち上げをされました。そして、大西区民を対象として、区民の皆さん方の送迎を担っておられるということであります。

こちらについては年会費が500円というふうに聞いておりまして、それと、あと利用料としてはガソリン代1キロ15円ということで、距離は利用者宅から目的地までで計算をされておられるというようなことであります。こちらも事前登録、予約制になっております。

逆に、運行範囲は先ほど我々は町内ということにしましたけれども、大西未来ネットワークの会さんは町内、白石町、大町町ということにされておるようで、その代わり、利用目的は、ふれあいサロン、老人会、買物、病院などということにされておられるようです。

これは、大西地区を対象にした会でありますけれども、今度は江北町全体を一円に対象とした動きもありまして、これがこうほく移動支援チームということになります。こうほく移動支援チームですね。さっきのは大西未来ネットワークの会です。また別なんです。

このこうほく移動支援チームは、65歳以上の交通弱者の足を確保し、外出の困りごとの支援を目的とするということで、令和7年7月に立ち上げをされました。こちらは町内一円を利用者の対象にされていまして、65歳以上の交通弱者の方を対象に、ボランティアドライバーの方が送迎をするということで、車はボランティアドライバー御自身のお車ということで聞いております。

こちらは年会費は500円、そして、ガソリン代は同じく1キロ15円、それと、ボランティア保険料の20円が利用料としてかかるということですが、こちらのほうは、今度は運行日時が制限があります。第2、第4の火曜と木曜で、時間は午前10時から正午までということでされています。こちらも事前登録、予約制です。6キロほどを想定しているということで、こちらも、通院、買物等の日常生活で必要となる目的地までということでされております。

ですので、今回、町営タクシーとして運行をするわけですけれども、だからといって、この大西未来ネットワークの会さんであるとか、こうほく移動支援チームの皆さん方の活動の輝きがあせることは私はないというふうに思っています。こうした皆さん方はまさにボランティアの精神で、やはりお互いさまと、いつ自分がそうなるか分からぬということの中でやっていただいているということですから、先ほどのタクシー会社さんはもちろんですけれども、三位一体と、一つである住民の皆さんという意味でいけば、やはりこうした活動等も、これから江北町営タクシーもやっぱり連携をしていく必要があるというふうに思っています。

ただ、私も大変失礼な言い方をしたよなと思いながらも、でもそうだったもんだからですね。何を言いたいかというと、持続性のところですね。残念ながらといいましょうか、今やっぱり老々送迎になっているんですよね、元気な高齢者が移動手段を持たない高齢者を送ると。ですから、やっぱり持続性というところを見たときに、我々町営タクシーというのもやはり必要があるのじゃないかというふうには思ったところであります。

ですから、支援チームへの支援というよりは、やはり支援チームや未来ネットワークさん、そういう住民の中での活動ともやっぱり連携をしていく必要があるというふうに思っておるというところです。

以上です。

○井上敏文議長

2番古賀議員。

○古賀里美議員

それぞれの役割と位置づけの説明を受けました。ありがとうございます。

それで、私が利用する立場にあると仮定してちょっとお伺いしたしたいんですけど、もし自分が利用するのであれば、町営タクシーにも登録、こうほく移動支援チームにも登録、大西の移動支援チームにも登録、それぞれ登録しなくてはいけないということになりますか。できれば、町営タクシーに登録された方は自動的に他の支援にも登録できるようなやり方をしていただけたりしますでしょうか。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

利用者の皆さんのがんの利便については極力図っていきたいと思いますが、ただ、残念ながら利用条件がそれぞれ違うんですよね。大西未来ネットワークの会さんは大西区民ということになっていますし、こうほく移動支援チームは65歳以上の交通弱者という書き方をされておられるので、詳細は存じ上げませんけれども、イコール江北の町営タクシーの条件にも該当されるかどうかというところはよく確認する必要があるし、こうほく移動支援チームは年会費が500円かかります。ですから、町営タクシーは事前登録はしていただきますけど、今のところ年会費を頂くということにはしていないので、江北町営タクシーに利用登録したら、勝手にこうほく移動支援チームのほうにも何か登録されて500円年会費要りますよと言われたということになってしまって、もちろんそんなつもりでおっしゃっているわけじゃないと思いますので、一気通貫で一つの手続で全部というよりは、やはりこの3社が、タクシー会社も含めて、自分以外のところではどんなサービスをどんな条件でやられているかというのをお互い知っているということが大事だと思うんですよ。そうすると、ああ、すみません、おたくは大西の方だったら大西未来ネットワークの会が利用できますよとか、今日は木曜日だから、

それならばこうほく移動支援チームのほうも利用できますけど、登録してありますかとかですね。

町のほうでも今のところ2台なので、必ずしも全ての御要望に応えられるかどうか分かりません、極力調整をしても。そしたら、ああ、今日は木曜日だからですよと、未来ネットワークのほうは登録していないですかとか、やっぱりそういうことが大事だと思うんです。だから、一度で3つとも登録できるということよりは、どうしてもやっぱり違う事業なものですからですね。やはりそういうお互いのことをよく知っているということが大事だと思っています。

以上です。

○井上敏文議長

2番古賀議員。

○古賀里美議員

ありがとうございました。すみません、私も本当そういう、大西は区民のみということを把握しておりませんでした。

例えば、年会費500円払って1キロ当たり15円、保険代20円とか払った場合、例えば、惣領分から役場までってどれぐらいかかるものなんでしょうか。例えば、一番端っこの正徳から役場まででどれぐらいかかるのか、大体で。教えていただけますか。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

手元の資料でいきますと、残念ながら、惣領分にお住まいだと大西未来ネットワークの会はお使いになれませんから、そうなると、お使いになるとしたら、こうほく移動支援チームか町営タクシーということになります。もちろん、条件はありますからね、免許を持っていないとか、返納したとか、車を運転できないとかいろいろそれぞれ違いますけど。

仮に3キロとしましょうか、うちから2キロぐらいなので。だとすると、仮にこうほく移動支援チームの利用をされるんであれば、まず年会費500円の利用登録をしておかないといけない。そして、その上でガソリン代が1キロ15円ですから、片道だけ使われるというと、3キロですから45円、それとボランティア保険料の20円ですから、65円ということになると思います。ただ、曜日が第2、第4の火曜と木曜の10時からお昼までということなものだから

ら、それに該当するかどうか。そして、役場に行く目的によっては御利用できない場合もあるかもしれません。そこは、先ほど言ったように、やっぱり日常生活に必要なというところでされているものだから。

そうなると、今日は第2、第4火曜日でも木曜日でもないということであれば、そして、平日の10時に役場に踊りの稽古ということであれば町営タクシーを使っていただくということになろうかというふうに思います。町営タクシーであれば1回100円ということですから、お帰りもお使いになれば200円ということです。

以上です。

○井上敏文議長

2番古賀議員。

○古賀里美議員

ありがとうございます。

町長のお話を伺っていたら、結局、町営タクシー寄りになってしまふのではないかとちょっと心配になってくるんですが、事業者とか、町民の方の協力を得て、せっかく支援チームが始動したわけなので、そちらのほうをもっと人数を増やしてというか、協力していただける方を増やして、もっと1週間、4日でもいいので、移動できるような体制づくりとかできたりしますか。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

これも、今回、江北町で令和8年4月から始めるということの中の重要な課題のというか、気づきの一つでした。というのも、実はその母体を町営タクシーとは言ったものの、最終、本当に町ですると最初から決めていたわけでもないんですよ。実は社会福祉協議会が母体になったらどうかとか、老連が母体になってもらったらどうかとか、それこそ言わずもがなで、こうほく移動支援チームさんが母体となって、そこに関わるということでできないかとか、実はいろいろ試行錯誤したんです。ただ、やっぱり大西未来ネットワークさんもそう、こうほく移動支援チームさんもそう、やはりそれぞれのポリシーを持っておられます。だから、町がこういうサービスをしたいというものと、こうほく移動支援チームさん、大西未来ネットワークさんが必ずしもイコールじゃないんですよ、悪く言っているわけじゃなくて。やつ

ぱりそれぞれの信念を持ってやっておられますので、先ほどあったような、やはりまず必要最小限のところを我々はやるんだというお気持ちでやっておられますし、自分たちはあくまでもお互い様、ボランティアでやっているんだという意識であられるもんですから、今おっしゃったように、ここを母体にここを充実させれば町で対応しなくてもいいということではないということを、いろんなやり取りをさせていただく中で確信をしたものですから、ぜひそこは共存、お互いにフォローをし合う形でやったほうがいいなということが、町営タクシーを町営として始めようということを決めた理由の一つでもあります。

以上です。

○井上敏文議長

2番古賀議員。

○古賀里美議員

分かりました。

では、町営タクシー事業を3月からいろんな広報等で周知されるときには、是非こうほく移動支援チームのことも詳しく、分かりやすく書いていただきて、一緒に、同時に皆様に周知していただければと思います。

いずれも目的は町民の移動の不安をなくすという1点にあります。行政が責任を持つ仕組みと地域の力を生かす仕組み、双方が補い合うことで町の移動環境はより確かなものになると思いますので、今後も町民の皆様の声に耳を傾けていただき、行政と地域が三位一体となって、誰一人取り残さない移動支援の実現に向けて取り組むことを期待したいと思います。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

本当に、ここに至るまでには学びの多い取組だったなというふうに思います。やっぱり簡単に考るんですね、つい私も。あそこにしてもらつたらいいよなとか、あそこに少し加えたらいいよなと。でも、もっとやっぱり人の心って純粋なんだなということを今回改めて思いました。

なので、やはり我々に望まれる支援というか、関与というのは、もう余すところなくさせていただきますけれども、やはりそれぞれのこういう活動を立ち上げられたその精神に関わるようなことを、こちらのほうからある意味押しつけるようにはやっぱりしゃいけないと

いうことが実は今回の気づきの一つだというふうに私は思っています。

その上で、今回、町営タクシーを運行させていただくわけですけれども、もう一つやっぱり私は町営でやる意味があるなと思ったんです。それは何かというと、さつきちょっと老々送迎みたいな話をしましたけど、もちろん、利用者もですけれども、私は運転をしていただくほうにも、町民の皆さんに関わっていただきたいなというふうに思っているんです。

最初は、実は会計年度任用職員を雇用してと、そういうのがちょっとプロフェッショナルな感じはするからですね。そういうことも実は想定をしていたんですけども、今回、北海道の増毛町の事例を挙げられました。役場の課長さんたちが最初に、住民の皆さんが遠慮されたということですけど、それぐらいの話じゃないですよ。だって、職員で課長級は1時間働くと3千円とか4千円ぐらい時給しますよね。そんなことに3千円も4千円も職員を使うよりは、やはりそうしたことを担つていいという方にきちんと委ねたほうがいいんじゃないかなというふうに思いますし、何を言いたいかというと、今業務委託ということを考えています。ですから、お一人かお二人だけで担つていただくというよりは、例えば、毎週何曜日と何曜日の午後は空いているので、私、送迎の委託を受けてもいいですよという主婦の方がおられるとか、今、例えば青パトも、まさに平日の昼間、夕方の時間にかけて町民の皆さん、それこそ議員さん、区長さん、老連の皆さん、いろんな方たちに協力をしていただいて江北町の安全・安心というのは保たれていると思うんです。

そういう意味では、この町営タクシーも誰か特定の人がずっと運転ということではなくて、やっぱり運転のほうにも町民のいろんな方たちに——当然、一定の質は必要ですけれども、関わっていただくというその器として、やはり町営タクシーという形でやるという意味があるなということを、今回やり取りをさせていただいて改めて思いましたものですから、ぜひ、これから町営タクシーを運行するに当たっては、利用していただく方はもちろんですけれども、場合によっては運転、送迎として関わつていいという方も、やはり広く協力をいただくことによって、町営の町は役場営じゃなくて、町営、町の営ということになっていけたらなというふうに思っています。

以上です。

#### ○井上敏文議長

2番古賀議員。

#### ○古賀里美議員

ありがとうございます。

確かに、青パトで回る時間も2時間、江北町を結構くまなく走るので、その青パトの後ろに乗っていただくということもありなのかなということは面白いアイデアだと思います。

このアイデアを生かして、ぜひ町長にも3か月に1回ぐらい運転していただき、町民の方と関わっていただく時間をぜひおつくりいただきたいと思いますので、御検討のほどよろしくお願いします。

ということで、私も議員として引き続きこの仕組みがしっかりと根づくよう応援してまいりたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

#### ○井上敏文議長

2番古賀里美議員の一般質問をこれで終わります。

昼食のため、しばらく休憩いたします。再開13時30分。

午後0時 休憩

午後1時30分 再開

#### ○井上敏文議長

再開いたします。

会期日程により、総括審議、委員会付託となっておりますが、12月5日に行われました議案説明会の際に、議員から執行部に対し要求しておりました資料が提供されておりますので、報告いたします。

なお、提供された資料につきましては、タブレット端末の議案書フォルダに入っておりますので、御確認をお願いいたします。

また、参考資料6ページの白木パノラマ孔園の指定管理の指定について、内容の修正の申出があつておりますので、担当課から説明を受けたいと思います。宮本地域づくり課長。

#### ○地域づくり課長（宮本大樹）

お疲れさまです。参考資料の6ページ、議案第58号関係、白木パノラマ孔園の指定管理者の指定についてであります。

修正をいたしましたのが、1番の今期の総括のところに利用状況と収支状況ということで表をつけております。こここのところが数字の取り違いがありましたので、正しい数値に修正して、今回、タブレットのほうに表示をさせていただいております。間違えておりましたこ

と、おわびを申し上げたいと思います。どうもすみませんでした。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

どちらを修正したのか。令和6年を修正したのか、令和5年を修正したのか。説明お願いします。

○井上敏文議長

再度説明を求めます。宮本地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

御質問にお答えします。

資料については、全般的にちょっと数字を取り違えていた部分がありますので、全ての年度において正しい数値に置き換えたということあります。

○井上敏文議長

以上で説明が終わりましたので、逐次議案の審議に入ります。

**日程第2 議案第50号**

○井上敏文議長

日程第2. 議案第50号 江北町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。8番西原議員。

○西原好文議員

参考資料の2ページの中でちょっとお伺いいたします。

先日行われました議案説明会の折に、人数を職員が16名と会計年度任用職員が15名、該当者がいらっしゃいますということでした。そこで、もしよければ、今、町でパーク・アンド・ライドの事業をしていますので、該当者31名のうち何名ぐらいが駅を利用されているのか、分かればよろしくお願ひいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

江北駅の利用者ということでよろしいですか。西原議員の御質問にお答えいたします。

駅の利用者については、会計年度任用職員16名のうち1名です。単価改定の該当者が15名と16名ということで、議案の説明会の折にはお知らせをさせていただきました。16名の会計年度任用職員のうち1名が、全体でですけれども、電車利用ということで、駅の利用者は1名ということです。

以上です。

○井上敏文議長

ほかに。7番池田議員。

○池田和幸議員

通勤手当の距離区分ごとの支給人数の資料を頂きました。この中に、2キロ未満は52人と書いてありますけど、ずっと距離数を書いています。これはほとんど電車通勤の分でいいんですかね。通勤手当の距離区分ごとの支給人数というのを出されていますよね。これは全部、車か電車かと、その辺がちょっとこれを見てもよく分からなかつたので、その辺の説明をお願いします。

○井上敏文議長

総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

本日お出ししている資料については、全職員の分を載せさせていただいているので、2キロ未満はほとんど町内の在住の職員ということになりますので、電車利用は先ほど申しました会計年度任用職員お一人だけです。江北駅を御利用されている方はですね。

先ほど西原議員の御質問の中で、16名のうちと言いましたけど、16名の中には入っていないということです。申し訳ありません。修正をさせていただきたいと思います。16名のほかに、1名電車利用者がいるということです。（「1名のみということね」と呼ぶ者あり）そうです。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ほかに。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第50号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第3 議案第51号

○井上敏文議長

日程第3. 議案第51号 江北町火入れに関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。8番西原議員。

○西原好文議員

参考資料の3ページでお伺いします。

下の表の中でいえば、個人で大谷溜池・草場溜池（上区）、それと下の個人で草場溜池というふうなことで、これは個人の申請というのはどういうことなのかなと思って、火入れするときには区のほうの、例えば、その堤を管轄する上小田土木だったり、いろんな組織があると思うんですけど、そこら辺の申請じゃないのかなと、ため池の火入れのときはですよ。

過去の許可申請内容について分かればよろしくお願ひいたします。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

西原議員の御質問にお答えします。

この下の表は、個人で1名、申請をされた方がいらっしゃって、中に句読点があって、大谷溜池と草場溜池は上区のほうで申請をされているということです。

個人ですけれども、畑とか田んぼで火を使われる際の許可申請ということあります。

以上です。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

一応、私たちも議運の中でもちょっと話が出たんですけど、やっぱり野焼き——野焼きと言うといけませんけど、例えば、麦の刈取り後の、今、火入れあたりは禁止されていますもんね。禁止されているというか、補助対象から外されるんですよね。例えば、集落営農の中

に1人でも火を入れたら、その集落営農自体が全部補助対象から外されるというようなことで、基本できない。ただ、うちの近くでも、数年前、堤防沿いで火を入れたりなんかされていましたけど、そういう方、麦の刈取りの後も、麦についても火入れの申請を役場のほうにされれば許可は出るんですか。許可申請手続について説明よろしくお願ひいたします。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

西原議員の御質問にお答えします。

火入れに関する条例につきましては、まず江北町の森林、または森林の周囲1キロ以内の範囲内にある土地ということで、江北町の中で、おおむね北部の6割ぐらいですかね、面積でいうと。そこが対象のエリアになってきます。

先ほど議員から御紹介ありましたとおり、麦後は燃やされるケースがあるんですけども、国の補助金、経営所得安定対策といいますけれども、基本的にはその中においては麦の後については打ち込んでくださいということで、交付金の加算がございます。ですので、基本的には田んぼの麦後の処理については打ち込みということでお願いをしたいということです。

許可につきましては、申請があれば許可は出しますけれども、そういう補助金とかの制約の部分で、農家の方についてはされないほうがいいのではないかというふうに思っております。

以上です。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

条例にはいろいろ目的がありまして、この条例の目的は、まさにその対象地域が、要は林野から1キロメートル以内ということで、林野火災を防止するために制定された条例ということで、乾燥注意報とか、こういうものの中に今回、林野火災に関する注意報を入れたということですから、いろんな規制というのがあります。ただ、これについて言えば、そういう林野火災を防ぐために制定された条例ということですから、当然、対象のエリアとかいうことは違うということになります。

○井上敏文議長

9番田中議員。

○田中宏之議員

関連でいいですか。この条例の目的が森林火災防止で、山から1キロぐらいのところがその対象に入るということですね。そうすると、八町とか惣領分とかは対象にならないわけですね。八町、惣領分地区でも燃やしますよということを役場のほうに申請する必要があるのか。申請する必要がある場合、役場で許可を出すんですか。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

田中議員の御質問にお答えします。

火入れに関する条例につきましては、江北町長の許可ということではありますけれども、平野部、八町、惣領分辺りになりますと、これは杵藤広域圏の火災予防条例に基づく届出が必要になります。これは白石消防署への届出ということで、そこで江北町のエリアの中でも、火入れの許可が必要なエリアと、白石消防署に対するたき火の届出ということで、2つ切り分けて考えなければなりません。どっちをするかというところについては、地域づくり課のほうに御相談をいただきたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

9番田中議員。

○田中宏之議員

いや、先ほど西原議員が麦の野焼きとか、それを役場に言ったら許可するとか、さっき答弁していたでしょう。だから、おかしいねと思ったわけですよ。そうではないわけよね。別に消防署に届出をする必要があるわけですね、平野の分はね。それを向こうでいいと言うかどうか、その辺分からないけれども、ただ、さっきから言うように、麦わらとか燃やしたら補助金は来ないので、その辺については地域振興課できちんと指導していると思います。分かりました。

○井上敏文議長

町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

田中議員、西原議員の御質問にお答えしたいと思います。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律というのがあります、そちらのほうでは野焼きは原則禁止となっておりますが、一部例外もあります、農業に関することについては、周りに、近隣に影響がない範囲でということで書いてありますが、大規模なものについては届出とかが、また別の関係の法律で規制があると思います。

以上でございます。

○井上敏文議長

9番田中議員。

○田中宏之議員

先ほど町民生活課長、禁止されたと言いましたよね。罰金とかはあるんですか。

○井上敏文議長

町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

田中議員の御質問にお答えします。

罰金は意外と重くあります、懲役5年、1,000万円以下、また併せて両方ということで科せられるということで聞いております。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

大体、刑法の中でも放火とか火事に関する罪は大変重いんです。それは故意、過失問わず、やはり今回の大分の火災じゃないですけれども、住民の皆さん方のまさに生命、財産を脅かすということだと思います。いろんな法律とか、条例とか、それぞれにそれぞれの目的があるわけでありますから、やはり何というのかな、当然それぞれの法令を遵守していただくということに尽きるというふうに思います。

○井上敏文議長

7番池田議員。

○池田和幸議員

今、ちょっと罰金という話も出たので、私も聞きたいと思います。

以前、新堤で燃やしていて、それが上に移って、ポンプ小屋まで来たのがありました。ちょうど議会中で大騒ぎになったんですけれども、宮本課長は覚えているかどうか知りませんけど、そういうときにもやっぱり罰金等はこれからも発生するのか、ちょっと聞きたかったので、分かればお願ひします。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

池田議員の御質問にお答えします。

罰金が科せられるかどうかというのは分かりませんけれども、一応許可をするに当たっては、林野火災注意報、もしくは警報とか、そういったところが出たら原則中止ということありますので、それを守っていただけていないという状態であれば、何がしかのペナルティーは科せられるものと思います。

以上です。

○井上敏文議長

7番池田議員。

○池田和幸議員

ちょうど議会中だったので、我々議員も皆さん終わってから新堤まで行ったことを思い出します。それで、たまたまこんなに大きくなると思わなかつたという地元の耕作者の話でしたけれども、これからはそういう面も厳しくなるんだなというのは、やはり町民の方、それから耕作者の方にもお知らせをしていただきたいと思います。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回、条例改正になりましたら、当然そういう周知はする必要があるというふうに思いますし、さっき言った、実は放火、故意につけるだけじゃなくて、失火、要は出火させてしまったのも罪になるということで、先ほどから言ったように、やはりこういう火災というのは多大なる影響を及ぼします。ですから、いろんな法令で規制をし、またしっかり管理をしていくということが大事だと思います。（「了解です」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ほかに。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第51号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第4 議案第52号

○井上敏文議長

日程第4. 議案第52号 江北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

質疑を求めます。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第52号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第5 議案第53号

○井上敏文議長

日程第5. 議案第53号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

質疑を求めます。8番西原議員。

○西原好文議員

これは議員の説明会の折にちょっとお尋ねしていたんですけど、数年前から町、民間保育所に防犯カメラを設置されました。今回、新たに児童福祉法の一部を改正するというようなことで、改正理由の中に児童虐待防止対策の強化ということで上がっております。そこで、

その防犯カメラの設置後の利活用についてお尋ねです。

防犯カメラについては、何か問題が起きたときにチェックするものなのか。日頃より、例えば、江北幼稚園であれば園長さん、私立であれば、その私立の園の責任者というような方がチェックをされているものなのか、そこら辺が分かれば。なかなか私立保育園については分かりにくいかもしれませんが、そこら辺が分かればですね。せっかく全教室というか、私立も公立も設置したと思いますので、そこら辺が分かればお願ひいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

西原議員の御質問にお答えしたいと思います。

各園のほうに確認をしております。週に1回、上書きになるということで、週に1回は確認をしているということでした。それと、ハードディスクのほうにも録画をされておりますので、そのハードディスクに関しては月1回、確認をされているということです。

以上です。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

多分確認されて、ありがたいと思います。ただ、その確認事項については、園のほうでその責任者がされているものなのか。やっぱり職員がしたら、まずい画面が出てきたりしたら、削除じゃないけど、そのまま見過ごす事例があるかもしれませんので、映像の確認については誰がされているのか、分かればよろしくお願ひいたします。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

西原議員の御質問にお答えします。

基本的には園長がされているということです。

以上であります。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ほかに。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第53号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第6 議案第54号

○井上敏文議長

日程第6. 議案第54号 令和7年度江北町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

質疑を求めます。3番田村議員。

○田村 康議員

事業説明書3ページの町営タクシー事業の件でお尋ねいたします。

産業厚生常任委員会で視察に行った増毛町では、有償運送の運転者講習を修了した方に修了証明書が発行されていましたが、本町の場合はどうなるのでしょうか。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

修了証明書というと、何の修了証明書ですかね。（「こういうのです。市町村運営有償運送等運転者講習というのを」と呼ぶ者あり）

今日、一般質問の中でも申し上げたとおり、もちろん元プロとか、いろいろおられるんだけれど思いますが、やはりできれば利用だけじゃなくて、その運行のほうにも広く町民の皆さんへの御協力をいただきたいなというふうに思っているんです。ただ、そうなったときに問題になるのが、質の確保という言い方がいいかどうか分かりませんけど、やはり一定のそういう安全運転の、例えば、講習とか、そういう一定の技術といいましょうか、能力といいましょうか、そういうものがあった上でということだと思います。なので、当然、今度、運行のほうの委託を受けたいと、受けていいという方がおられれば、やっぱりそういう安全運転講習とか、そういうものを受けていただくとかいうようなことを条件にしていく必要がある

かなというふうに思いますので、ちょっと修了証は、もちろんそういう講習をするんであれば、講習には修了証というのは付き物でしょうから、そういうのはお渡しをするということにはなるかなとは思います。

○井上敏文議長

よろしいですか。3番田村議員。

○田村 康議員

それと、無償の場合、国と県から補助が出るのかどうか。それもまた違うでしょうね。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

私なりの理解でお答えをしますと、町が行う事業に対して、国や県から何か財政的な補助みたいなものがあるのかということですね。だとすると、今回、無償ということでスタートをするものですから、今のところ、そうしたものを受けていることにはなっておりません。

○井上敏文議長

6番土渕議員。

○土渕茂勝議員

今のに関連してなんですけど、この利用する対象、65歳からになっていますよね。それで、私が知った人で、50代で車もないと。そして、体も弱いから自転車も使えない。こういう方がおられますよね。だから、そういう人たちにも状況によって、65歳は基本として、そういう人たちはそんなにたくさんいないと思いますので、そういう対応も必要じゃないかと私は思うんですけど、どうでしょうか。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

今日、古賀議員の御質問にもお答えしました。夢は広がるじゃないですけれども、可能性はいろいろあると思いますが、今回、我々が町営タクシーとしてスタートをするに当たっては、今回御紹介をしたように、やはり町内のタクシー事業者さんをはじめ、関係機関との調整、またその中のすみ分け、共存ということをまず第一に考えました。そうしなければ、

町が広げれば広げるほど、これは民業圧迫ということになるわけですし、やっぱり江北町としても、一方で構内タクシーなどで参入をしていただいているのに、せっかくそれで協力していただいているところをうちが潰しに行くということにならないと思うしですよ。ですから、これからいろんな可能性はあるというふうに思いますけれども、今回、御紹介をした形でまずはスタートをさせていただきたいということあります。

○井上敏文議長

6番土渕議員。

○土渕茂勝議員

これに、その可能性はあるということですね。考えていく必要はあると私も思いますので、それともう一つ、先ほど古賀議員との間でずっと論議されているんですけど、今、タクシーじゃなくて、支援をしている地域がありますよね。そして、そこに登録もされていると。そういう人たちも町営タクシーの登録ができるという理解でいいですか。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

おさらいの機会を与えていただいてありがとうございます。午前中、そういうことでお話をしたかと思います。どこかに1個すれば、ほかに自動的ということは、やっぱりそれぞれの条件がありますし、登録料がかかったりしますからできませんけれども、どこかで利用登録をしていたら、こっちができないなんていうことはもちろんありません。それぞれに利用登録の条件がありますからですね。だから、繰り返し言いますけれども、それぞれの事業主体が、自分のところだけじゃなくて、ほかの事業についてもそれがきちんと熟知しているという体制が一番必要だというふうに思っています。

○井上敏文議長

6番土渕議員。

○土渕茂勝議員

だから、確認です。登録はできるという理解でいいですね。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

できるも何も、特に別々にそれぞれやっていますから。いや、おたく、町営タクシーを登録してあるならば、うちのお客さんにならないでいいですよと言って拒否されるなんてことは多分ないと思いますけどね。そういうことでもない限りは、特に何かダブって登録して駄目というようなことはないと思います。

○井上敏文議長

よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

9番田中議員。

○田中宏之議員

同じく事業説明3ページですね。ここに主な補正予算の内容で、運行準備委託料で登録の後に括弧書きで各戸訪問とありますが、これはどういうことですかね。

それともう一つ、印刷製本でチラシ作成等ですか。これはどういうふうにチラシを作成して、どんなチラシを作成して、どういう形で配布するのか、その辺分かれば。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

まず、各戸訪問というのは何かというと、利用登録をしていただくためには、その利用登録の条件に該当されるかどうかという確認をする必要があります。例えば、役場で免許返納していただいた方、それはうちで分かりますけれども、もともと持っていない方とかはやっぱり分からぬですよね。それともう一つ、車を持っておられるかどうかというのも、軽自動車はうちで分かるんですよね。でも、普通自動車を持っておられるかどうかは分かりません。そこは全て、やっぱりまず自己申告ということを前提にしておりますので、私は運転免許を持っておりませんとか、自動車を持っておりませんとか、そういう確認もちょっとさせていただく必要があるものですから、登録をしていただく際には御自宅にこちらから伺って登録をさせていただくということを今のところ予定しているものだから、各戸訪問というのは登録のための我々職員の各戸訪問の経費だということです。

それと、チラシについては、今日、午前中言いましたけれども、もちろん利用登録をしていただく、江北町町営タクシー始まりますというようなチラシになるんだろうというふうに思いますし、当然各戸にも配布をしたいと思いますが、それこそ、元をただせば、老連の嘆願書というのも大きなきっかけでもありましたから、当然そういう関係団体には積極的に出

向いて御紹介をさせていただきたいと、そのときに活用したいと思っております。

○井上敏文議長

9番田中議員。

○田中宏之議員

各戸訪問というのは、要するに申請をされた方の確認ですよね。それでは、家族で車を持っていても、本人が持っていないからクリアできますかね。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

御家族でお持ちであったとしても、御本人がお持ちでなければ登録はしていただけますし、もちろん言い始めれば、いや、この車は俺のものじゃなく、うちの若嫁さんのものだとか言うような人もいるかもしれませんけど、江北町にはそういう方はおられないというふうに思いますし、あくまでも上記に相違ありませんという自己申告をしてから登録をしていただくということですから、万が一、事実と違うことが判明すれば、そこはうちの利用は、登録は解除させていただくということにしていますので、それと実際、この間、八百何十人と言いましたけど、今でも御家族に頼んでいるとか、いろいろおられると思います。けど、中には、やっぱり若奥さんに毎回ちょっと買物を頼むのも気が引けるとか、病院に連れて行くのもちょっと一つ一つ遠慮する必要があるとか、いろいろあるので、やはりそういう精神的な負担というのも排除したいということですから、今回、家族で車を持っている、持っていないというのは条件にはしておりません。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

同じページの車両の借上料で21万円。これは軽自動車の2台、令和8年2月、3月分となっています。準備期間ということで2月、3月分なのか、これは新年度予算でまた借上料は1年間の借上料が出てくるものなのか、そこら辺が分かれば1点お願ひいたします。

それと、前のページの路線バスのところで、今回、議案説明のときに、これじゃ、町内の利用状況が分からぬといふようなことで、10月10日分の町内の利用客の分を上り下りでのおの、武雄線、佐賀線の利用状況を載せてもらっていますけど、これを見ても分かるよう

に、うちの町の利用者というのは、白石高校商業科の生徒が駅から乗って商業科キャンパス前まで行くやつがほとんどなんですよね。そこら辺を町長に、今後、路線バスの協議をする中で、学生が利用する路線だけですよ、うちの町の利用者はというようなことで、強くそこら辺の意見等も言ってもらいたい。

2ページの一番上の表でいえば、停車位置についても、元の魚市場の前の辺の、何かこう、バイパスの入り口みたいなところに停留所があるということですけど、ああいうところに利用者なんかいないと思います。元の魚市場があれば分からぬこともないんですけど、だから、そこら辺でやっぱり停留所の見直したとかいうのも、ぜひ利用者の増を願うのであれば、ちょっとずらしてつくるとか、そういうのも今後の検討材料にしてもらいたいと思うんですけど、そこら辺はどうでしょうか。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

1点目の町営タクシーについて申し上げますと、リース契約をさせていただいて、予算としては今年度分だけ計上させていただいているのですが、ほかの公用車もありますけれども、同じようにリース契約で長期継続契約という形でやらせていただいているので、新年度以降もまた予算のほうはお願いするということになるかなというふうに思います。

それと、先ほどの生活交通路線ですけど、これについて言えば、議会の冒頭でも申し上げましたとおり、やはり我々町として、今回、一定の結論を出す必要があるという形になっておりますが、やはりこれは共に考えるというんですか、共に取り組む、また共に決めるということに今回なるよなというふうに思っています。もちろん停留所の移動とか、さらに利用促進ということも引き続きやっていきたいというふうに思いますが、事業説明に書いているとおり、あまりにも今、市町の支援で成り立っている割には利用者が少ないということなので、焼け石に水とは言いませんけど、やっぱり基本的にこういう形ででも、そういう見直しを少しずつしてでも維持するかどうかということが大事かなというふうには思っておりますが、そうした工夫というのは、本来なら祐徳バスがする必要があるんですけどね。そこはしっかりと申入れもしたいと思います。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

ちょっとと説明資料が逆転していまして申し訳ないんですけど、事業説明書でいえば3ページの町営タクシーのいろんな経費については、これは準備経費ですよね、今回の補正予算で上がっているのは。（「はい」と呼ぶ者あり）3月議会では新年度の予算が明確に出てくると思うんですけど、そこら辺は大体——言えませんよね、今、大体どのぐらいになるというのは。

それはいいです。やっぱりせっかく他町にない取組をされるんであれば、金額的なもので、ちゃんとした計画を立てられて、後で補正を組まないでいいようにぜひやってもらいたいと思います。

それと、生活交通路線の分で、町長、国、県が出さないと言ったところを町が補う必要があるというのがちょっと不思議でならないんですよね。だから、そこら辺はやっぱり今後協議をする中で、国、県が出さないのに、なぜ町が出す必要があるかというような強い要望あたりもされていいと思います。

それと、JRを見てください。利用者がいないような便はどんどん廃止するわけですよね。ですから、祐徳さんには失礼かもしれませんけど、やっぱり便数を減らしてくださいというような要望も私は今後必要じゃないかなと思うんですけど、そこら辺は町長どうでしょうか。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

ちょっと町営タクシーと生活交通路線、一緒に御質問いただくもんですから、何かごっちゃになって、あっち行きこっち行き、ちょっと頭もしているんですけど、町営タクシーについては、今ちょうどまさに当初予算の編成作業中でありますので、ここで幾らということはあえて申し上げませんけれども、今回、準備経費として計上させていただいているものの中には、言ってみれば助走の部分というのがあるわけですね。例えば、さっきのリース料なんていうのはですね。ですから、今回、2か月分ということで上げさせていただいているが、それでいけば、今回の補正額が210万円ということですから、それで2か月分がこのくらいという感じが一つあるかなというふうには思いますが、もう一つあるのは、例えば、太良町さんの事例を申し上げました。太良町さんは2,000万円だったですかね。2,000万円で

タクシー会社に委託して、タクシーにいてもらっているということですから、いつも言うように、同じお金を使うんだったらこういう使い方をというようなことは申し上げておるもんですから、ちょっと今まで規模感がうまく伝わったかどうかは分かりませんけど、そのくらいになるのではないかというふうには思っています。

生活交通路線の件については、西原議員のおっしゃるとおりです。ただ、だからこそ生活交通路線ということなんだろうと思うんですよね。だから、まさに今おっしゃったようなところを、じゃ、江北町はつけないのかというところなんです。やっと少しほかの市町も、江北町の問題意識を半歩ぐらい共有してもらえてるぐらいなんですよ。

いつだったですかね。白石町議会から議長さんはじめ、来られました。そのときにもこの説明をしてさしあげました。幾ら、白石町はどんな割合を出されているか分かってありますかということも、こう言つてはなんですが、あんまりよく御存じなくて、というか、大体御存じないんですよ。なので、今回、江北町がこうやって議会で議論をして、こんなに町が負担をしていると。げたのげたのげたぐらいまでうちは履かせているわけですね。やっぱりこういうのがほかの沿線市町に広がって、問題意識を共有して初めてその見直しという話になるものですから、ぜひ議員の皆さん方も、それぞれほかの市町とも交流をされていると思います。ぜひこうしたことを、おたく、これは何も議会では問題になっていないかとか、やっぱりそういうことも言っていただいて、ぜひそういう問題意識をこの沿線市町で共有するため、まず江北町からそうした議論を始めたいと思っています。

#### ○井上敏文議長

よろしいですか。8番西原議員。

#### ○西原好文議員

今、町長が白石町と言われましたけど、私が議長をしているときには、鹿島の市会議員さん、議長さんはじめ、議員さんたちがぞろっと来て、生活交通路線バスの支援をお願いしますと言って来ていらっしゃいました。ただ、私が議長している間も、1回も祐徳バスが来た記憶はありません。やっぱり事業者が足を運んで、うちも大変だからお願いしますというようなお願いをして回る必要があるんじゃないかなと思うんです。そこの中でやっぱりいろんな交渉ができると思うんですけど、町長、祐徳バスは町長のところに挨拶に来たりするんですか。

#### ○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

おっしゃるとおりなんですよね。沿線でいうと、鹿島市さんは少しお考えが違うかもしれません。お膝元だからですね。だから、そこは無理からぬところかもしれませんけど、私だったら、江北町は今回、当初予算に上げていない。何ということだろうかと。これはどういうことですかねと言って慌てふためいて来て、いや、とにかく当初で駄目なら6月でもまず上げてくれませんかというぐらい、やっぱりする必要があると思うんですよね。ところが、いやいや、うちはいつやめたっていいですよと。だけど、おたくたちも、やっぱりお客様が乗らないようになると困るじゃないですかみたいな、そんなことは言われないんですけどね。でも、やっぱりそういうことじゃ駄目じゃないかなと。だから、一緒に維持していると言っている割には、一緒というほどされているのかどうなのかですね。そこは私も実は問題意識は共有をしています。何というかな、今回こうやって、とにかく議案審議の中で生活交通路線の補助を維持するかどうか、是非について、江北町議会ではけんけんがくがく、否定的、また厳しい意見が出たということを、我々また先方にも伝える必要があるというふうに思っています。

○井上敏文議長

9番田中議員。

○田中宏之議員

同じく路線バスですけれども、資料の見方をちょっと教えてもらっていいですかね。これは資料を今度上げてもらっていますけど、資料2の生活交通路線バスの乗降者数ですかね。祐徳バスは町内のは出してもらえないということで、これは町単独の調査結果ですよね。その辺ちょっと教えてもらっていいですか。

○井上敏文議長

総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

田中議員の御質問にお答えしたいと思います。

本日お出ししている資料は、昨年10月22日から31日の間で祐徳自動車さんが調査をされたものを頂いたものです。減便を昨年10月からされておりますので、その関連の調査ということだと思います。10日間のところだけ資料を頂いておりましたので、この頂いた資料を本日

お出ししているというところです。

○井上敏文議長

9番田中議員。

○田中宏之議員

それでは、これは減便をするため、祐徳自動車が持ってきたということですか。それから、祐徳自動車がしたんじや分からぬよ。例えば、10月22日に合計で1人とか、乗車が1人、降車が1人。これは時間、あそこは何本でも1日通っているわけよ。これは22日、一日中でこの結果だったのか、この数は。その辺分かりますか。

○井上敏文議長

総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

田中議員の御質問にお答えしたいと思います。

この数字は、祐徳自動車の運転士さんから聴取をされて、人数、乗降客数を調査されているものになりますので、1日当たりの人数ということになります。佐賀線で上り便、下り便、武雄線で上り便、下り便ということでお出し頂いております。例えば、武雄線でいくと、10月22日の下西山から佐賀駅バスセンターに行く便で、白石高校の商業科キャンパスで乗車が3人で、下りでいくと、同じく商業科キャンパスでは降車が22日でいうと2人というような見方になります。

○井上敏文議長

9番田中議員。

○田中宏之議員

町で単独で調査したと言っていたなかつたかね。その辺、分かれば教えてください。

○井上敏文議長

総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

町単独で調査をしたのが、昨年9月19日、それと10月23日ということで乗降調査をしております。これは朝の便になりますけれども、その始発の便に乗って、最後の終点までというようなところで、町内で乗られた方が、9月19日の朝6時21分の始発の分になりますけど、経済連センター前でお一人、江北駅でお一人乗られたということで、これは武雄線ですね。

それで、佐賀線のほうではゼロだったということで、結局乗られた方はお二人というようなことで調査はしております。

○井上敏文議長

9番田中議員。

○田中宏之議員

それでは、調査を一日中したというわけじゃないということですよね。ただ、その始発を見たということね。そういうことよね。

○井上敏文議長

総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

町の単独で調査をした分については、朝の便の調査だけしております。

○井上敏文議長

9番田中議員。

○田中宏之議員

この資料として提出してあるのは1日分の乗客の数ということよね。これは、ただ、祐徳自動車が出した分ですよね。

○井上敏文議長

総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

本日お出ししている資料は、祐徳自動車が運転士さんの方から聴取をして、1日の便に乗られた乗降客数を調査されておりますので、そのうち江北町に所在する停留所、バス停の分を抜き出して上げていただいているということです。

○井上敏文議長

9番田中議員。

○田中宏之議員

以前、何か祐徳バスからはこういう資料はないとか、言われていましたよね。今回、議会でこういう質問があるからということで出してもらったわけですか。それとも、向こうからこういう状況ですよということで、この資料を出してもらったんですか。

○井上敏文議長

総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

1年間で乗降客数がどれぐらいという資料をお出ししていただくことはないんですね。出していただけないんですよ。ただ、祐徳自動車さんが昨年10月1日から減便をされておりますので、自分たちが減便をされているので、その影響がどのぐらいかというようなところで調査をされたんだと思いますけど、この10日間の分だけ頂くことができたので、その分を今お出ししているということです。参考までにということになりますけれども。

○井上敏文議長

9番田中議員。

○田中宏之議員

ということは、これは減便のときの資料と考えていいわけね。確かに、この祐徳自動車が出している資料を見ても、やっぱり少ないです。その費用対効果だなんとかで考えたら、確かに本当に必要なと思います、この祐徳バスの路線バスが江北町にとって。ですから、その辺は町長、議会でもやっぱりこういうふうにあんまり皆さんいいふうには言われなかつたよということを言ってもらっていいと思いますよ。減らしていいということで。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

ちょっと私が言うのもなんんですけど、附帯決議的なものもあるかもしれないなとか、いろいろ思ったりはします。さっきの減便の話、共に支えていると言っている割には、減便なんて後から知らされたりするわけですよ。後からというか、ぎりぎりになって。今、お手元の事業説明書を見ていただいたら分かるとおり、補助の域は超えていると思います。左側、全体の中での経常収益は26%、4分の1ですよね。ということは、4分の3は、国、県も含めてですけど、補助で成り立っているというだったら、これは補助じゃなくて、祐徳バスじゃなくて、江北バスに名前をしてもらいたいぐらい、うちだけじゃないので、あれなんですね。だから、やっぱりそういうことをまさに共有しないことにはできないんですけど、なかなか情報提供が渋いとか、さっきみたいな減便のときは自分たちだけで決めてしまうとかいうことなんですね。ですから、結局、何というかな、当初では上げていなかったけれども、12月ではちゃんと予算通ったでしょうみたいなことで済ませちゃいけないなというふ

うに思っています。

○井上敏文議長

よろしいですか。8番西原議員。

○西原好文議員

総務政策課長、10月22日の白石高校商業科キャンパス前から乗ったのが3名で、23人が降りているわけ。今度、逆便でいうと乗車数がゼロと降車数が2人なんですよね。だから、下りで、例えば、利用した人が白石高校商業科キャンパス前で23人降りたと。今度は上りで利用する人が2人しかいなかったというのはおかしいでしょう。白石高校商業科の生徒は歩いて帰らない、絶対バスで帰る。だから、そういったのをチェックして、この数の正確性じゃないけれども、22日の一つにしたって、せっかく午前、例えば、1日調査をされているというなら、この白石高校商業科の生徒が23人、10月22日、一番上に23人いるでしょう。この利用者が帰りは何で帰ったかということなんです。帰り、バスに乗らないで帰っているからゼロとか2人とかになるのかと、そういうことをきちんと聞いたらいいいんじゃないかなと思うんですよ。せっかく資料で出されたら、チェックをする中で。

○井上敏文議長

総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

西原議員の御質問にお答えしたいと思います。

武雄線でいうと、10月22日の白石高校商業科キャンパス前で降車された方が23人ということですけど、帰りのバスに乗っている人がいないじゃないかということですかね。ちょっとここは、どこから乗られてというところが、武雄線なので、下西山発の佐賀駅バスセンター行きで、江北町に来る前に乗られて、朝だと思いますけれども、一応これは乗り降りした数で調査をされていると思います。ただ、実際、バスに乗って行かれている方が何人というのは、そこで朝降りた方が、帰りに同じ方が乗って帰るかというと、そこは違うと思います。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

通学時間帯に、あそこの白石高校商業科キャンパス前バス停、多分利用されている方を見れば分かると思うんですけど、相当の数、乗ったり降りたりしていらっしゃいますもんね。

そういうのを確認すれば一目瞭然だと思うんですよ。上りで利用されていたら、下りでも絶対利用されると私は、学校なんだからね。これが町の中での利用というなら、また別ですけど。ただ、学校の、ちょっと離れたと、こんなことを言うといけないけれども、白石高校商業科キャンパス前バス停というと、交通の便も全くないでしょう。だから、生徒はバスを利用するしかないわけですよ。だから、武雄線だから、下りで朝、久保田ら辺からずっと乗ってきて、23人、白石高校商業科キャンパス前バス停で降りた。ということは、今度は上りに乗る人は23人ぐらいないといけないということになると思います。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

西原議員の御質問は、行きは乗っているのに帰りは乗っていないような数字になっているのが当たり前かということだと思います。普通に考えれば当たり前じゃなさそうですけど、何というかな、例えば、部活がついていますね。杵島キャンパスと白石キャンパス、どういう部活動をしているか分かりません。朝は当然、真っすぐ学校に来て、帰り、部活で真っすぐ帰るんじゃなくて、白石キャンパスのほうに部活に行って移動するとかいうことはあり得るかもしれません、ただ、いずれにしても、これだけ我々も問題だと執行部も思っています。議会も問題だと思ってあります。その割には、結局、こうやって頂いた資料もそのまま持っているという、もう少し我々も、やっぱり問題だと言うからには、そういう精査というんですか、そういうことをする必要があるということが今の御質問の趣旨だというふうに理解させていただきたい、そういう分析ということもしないと、やっぱり向こうにも強く言えないとからですね。させていただきたいと思います。

○井上敏文議長

7番池田議員。

○池田和幸議員

今件で私は別の観点から、今、西原議員が言いましたけど、逆に江北駅から乗る乗車がゼロですかね、ここは。たしか2人と書いてありますね。今の言っている23人のところ。できればそういう観点からも、うちの町は江北駅から乗って、白石高校商業科キャンパスで高校生が降りると。そういうデータも欲しいということでも、これは多分、やはり正確な数字じゃないと思いますよ。だって、乗車が江北駅から乗るわけでしょう、白石高校商業

科キャンパスに行く人が。それがたったの2人とかじゃおかしいわけでしょう。だから、その辺もあるので、ぜひ資料提供も、やっぱり議会として江北駅の乗車関係も見たいということもあって、そういうことでの要求をしてほしいと思います。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

今、ちょっと調べてもらったら、白石普通科と商業科キャンパス間の移動はシャトルバスが走っているそうです。それにどれだけ使っているかはちょっと分かりませんけどね。というようなことが書いてありました。

それともう一つは、うちの循環バスも実は同じように走っているんですね。商業科キャンパスまで。循環バスのほうに結構乗っているらしいんです、朝はね。ということもありますが、さっき言ったように、いずれにしても、町の公共交通なので、そういうところもきちんと分析をして、表にするとか、人の動きを整理するとか、やっぱりそういうことが、正直、今まであまりそういうことをやっていないんですよね。だから、そこはやっぱりちゃんとやらないといけないと思っています。

今回言ったように、地域公共交通会議というものの位置づけというのがこれから変わってきて、やっぱり町の公共交通環境はどうなっているのかとか、今回御要望があったようなことも、多分、公共交通会議の中でも議論する必要があると思います。日曜日の運行はしていいでしょうかね、どうでしょうかねとか、65歳になっていないけれども、そういう方もしていいでしょうかねというようなことをまさに議論する場としてする必要があるので、やっぱりそのときの我々が提供する必要がある情報として、そういう分析をする必要があると思います。

さっきうちが2人だったと言ったのは、そもそも武雄から佐賀まで丸ごと乗っている者がどれだけあるだろうかと。これは距離案分で負担しているんですよね。だから、本当に江北町で乗っておられる方がどこまで行っているんだろうかということも把握する必要があるので、職員が乗って確認をしたら、なかなか武雄から乗って佐賀まで行くというようなことじゃなくて、やっぱりスポットでそれぞれ使ってありますし、さっきの白石高校の商業科キャンパスのも、仮にそこだけでいけば、わざわざそれを佐賀から武雄までということの中で位置づける必要もないというふうに思いますので、やっぱりこれから、ちょっと繰り返し

になりますけど、地域公共交通会議、しっかり我々もデータも取って分析もして、そして論点を明らかにして、皆さんと共に考えるということにさせていただきたいと思います。

○井上敏文議長

ほかに。9番田中議員。

○田中宏之議員

最後ですね。確かに、昔は必要だったか分からないです、このバス。しかし、やっぱり今は時代に合ったような在り方じゃないと思います。それに対して町の税金を、幾らですか、1,400万円ぐらいちょっと路線バスに使っているわけですね。ここら辺はやっぱり町民にもなかなか理解はしてもらえないと思いますよね。だから、その辺はしっかりと、また今後、祐徳バスとも話して、抑えられるなら抑えていってほしいと思います。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

抑えていきたいと思いますし、いつだったですかね、武雄河川事務所の所長さんに来てもらって、少し六角川改修の事業について議会の皆さん方にも説明をしてもらったりしたことがありまして、決して責任を議会に押しつけるつもりもありませんし、共に考えるということでいけば、やはりそういう、参考人とは言いませんけど、今の実際の実情というんですか、そういうことを町としてしっかりと聞くという場もあっていいかなと思います。

以上です。

○井上敏文議長

ほかに。7番池田議員。

○池田和幸議員

事業説明書の7ページ、これでフロントローダーのことが書いてありますけど、これまで何台ぐらい購入されているのか、分かればお願ひします。それと、補助率は変わっていくのか、その辺をお願いします。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

池田議員の御質問にお答えします。

私の見た限りですけれども、フロントローダーは今回初めて恐らく導入されると思います。あと、補助率につきましては、さが園芸888、県3分の1、町10分の1ということで、ここ5年ぐらいは、補助率は変わっていないということです。

○井上敏文議長

7番池田議員。

○池田和幸議員

自分も何か初めてのような気がしてちょっと聞いたんですけど、やっぱり初めてですね。分かりました。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

今、フロントローダーの説明がありましたけど、この方は7年度に2台、これで3台目です。農業支援を受けられるのが。8年度の前倒しと言ったものの、年に3台の農機具を補助するなんか今までなかったと思うんですけど、宮本課長、そこら辺はやっぱり同じ、例えば、作物でいえば、タマネギをされている方々にどのくらい周知が行っているものなのか。偏り過ぎると、必ず後から不平不満が出てくると思うんですよね。ですから、そこら辺はうまくやっていないと、あそこばかりというような声が出ないでいいようにしてもらいたいと思います。

それと、もう一問お聞きします。

事業説明の6ページ、これは鹿島市の農業法人の方が観音下地区の1町ばかりの土地を購入するということですけど、この町園芸団地分、地権者3名と、鹿島のその法人が10名。この地権者3名の分についても鹿島の方が購入されてあるのか、そこら辺が分かればお願いいたします。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

西原議員の御質問にお答えします。

まず、さが園芸888の件につきましては、周知につきましては生産組合長等を通じてお知らせをしています。県の事業の中で採択というところで考えますと、ちょっと特定の方が何

遍も申請をされるというところであります。機械を見ていたら、大型機械じゃなくて、小さい機械が結構多くて、恐らくその前の年にタマネギとかである程度稼がれて、それを機械購入に充てられているというのをずっと毎年繰り返されているのかなというところで、名前というか、同じ方が何回もというふうな見え方がしているような気がいたします。

周知については幅広に行っておりますので、その点は御了承いただきたいと思います。

あと、農地集約協力金事業につきましては、園芸団地分については、これは新堤の下の町の園芸団地、ここについても県の協力金が下りますので、その分を当初予算で組んでおりました。鹿島の法人がここを借りられるということではありません。12月補正でお願いするのが、観音下地区にタマネギの圃場を8反2畝、今年から定植をされますので、その分を農地集約協力金ということで地権者の方にお支払いをするものということあります。

以上です。

#### ○井上敏文議長

8番西原議員。

#### ○西原好文議員

ちょっと私も勘違いしていました。園芸団地の分は、門前のキュウリのところの分ですね。鹿島の農業法人の分が、大体、一番当初の計画でいえば1町ばかりというようなことで、今回8反2畝で農地集約金を出されておりますけど、一番最初の説明会のときに私も参加しました。そこで、2名だったかな、3名ほど、その説明会の折に、うちの田んぼもどうにか買ってくれないかなというふうな意見を出されていましたよね。そういう方々の対応というか、1町までいっていない場合、その説明会のときに手を挙げられた方々は入っておられますか。そこら辺が分かればお願ひいたします。あのとき手を挙げて、後からうちもよかつたら買ってくれないかなというふうな意見が出ていたでしょう。

#### ○井上敏文議長

地域づくり課長。

#### ○地域づくり課長（宮本大樹）

西原議員の御質問にお答えします。

地元説明会のときの話だと思うんですけども、観音下地区もなかなか扱い手不足というところで、農地を手放したいという希望をされている方がいらっしゃいます。今回の協力金のところにはそこは入っていないというところで、今後また法人等と話して、規模拡大の予

定とかあられるようであれば、そういったところの話もつないでいきたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

7番池田議員。

○池田和幸議員

そしたら、今回は観音下地区の方だけですか。それは言えればお願ひします。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

池田議員の御質問にお答えします。

今回、観音下地区のほうで一団の農地というか、タマネギ団地を造られました。ちょっとほかの地区となると、そこからまた移動ということもあるもんですから、その辺については、今回参入された法人、どのように経営を考えておられるのかというところも御相談しながら、拡大方針があるのかというところも含めて進めてまいりたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

7番池田議員。

○池田和幸議員

確認しているのは、今回の10人は観音下地区の方だけかということです。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

御質問にお答えします。

出身は観音下地区でありますけれども、中には県外に引っ越されて、地主として持っておられるという方もいらっしゃいます。基本的には観音下の御出身の方です。

○井上敏文議長

よろしいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

8番西原議員。

○西原好文議員

事業説明のまづ8ページ、町道東分～下惣線交通安全対策の中の下に記載がある表でいうと、2の予算の段階で834万4千円。その下の同じ①の町道江北駅南線交差点の冠水対策で4,441万5千円。金額が違います。ちょっと1回整理をしてもらいたいなと思うのは、当初、その駅南交差点については冠水対策をやるというようなことで計画をされました。そこより207号の取付けのところが先にすべきじゃないかというような意見が出まして、今回、予算を組み替えて、最終的には工事をされるというのを聞いておりますけど、そこら辺の流れをもう一回ちょっと整理して説明してもらいたいなと。金額が変わるのがちょっとおかしいなと思ったので、そこら辺が分かればお願ひいたします。

それともう一点、児童福祉費の10ページで、ここで今回、一番大きな額、補正額の6,090万1千円で、この補正額を民間の保育所に物価高騰を受けて配分をされるということでしょうけど、その2番の概要の中に、「人件費や物件費の高騰を受けて、」となっていますので、この町からの支援を受けた金額については、私立保育所の考え方によっては人件費に使われたりできるものなのか、そこら辺は分かればお願ひしたいと思います。

#### ○井上敏文議長

地域づくり課長。

#### ○地域づくり課長（宮本大樹）

西原議員の御質問にお答えします。

東分～下惣線につきましては、予算の考え方というところでありますけれども、まず令和6年度の繰越分、これにつきましては、町道駅南線から207号線に工事の優先順位を変えるといったときに、この繰越分の取扱いというのが議論になりました。と申しますのが、繰越しであるがゆえに、この場所から動かせない状態になっております。その中で何ができるのかというところで考えまして、この繰越分については駅南線の歩道のかさ上げ、ここをやるというところです。834万4千円については、歩道のかさ上げのみです。

今度、今回、国道207号線のタッチの部分のところに変更をいたしますけれども、まずこの工事をする上では測量、設計が必要だというところで、ここにまず予算を移さないといけないというのが1つと、あと測量、設計をしてからじゃないと工事費はなかなか固められないものですから、測量、設計の必要のない歩行者の安全対策を中心に671万円の工事を行うということしております。671万円は歩行者の安全対策、要は何というんですか、ボラードというんですかね、車が突っ込んでこないようにというか、歩行者をガードするよう

な棒のようなものですね。ああいうのを中心に安全対策を行いたいと考えております。

以上です。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

西原議員の御質問にお答えしたいと思います。

民間保育所等運営費負担金でございます。こちらについては、人件費や物件費の高騰を受けて、国の公定価格のほうが上がったことによる補正ということで、人件費及び物件費に充当できます。その割合としては、人件費が8割、物件費が2割ということになっております。

以上であります。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

2問目は了解しました。

1問目の歩道のかさ上げだけ、ちょっと考えられないような工事になりますよね。あそことの交差点のところ、歩道だけのかさ上げとなれば、歩道から車道に対して取付けも必要ですし、縁石あたりの高さの調整なんかも必要だと思うんですけど、歩道のかさ上げだけができるのかな。そこら辺はやっぱり設計、工事の段階でまずいことにならないようにしておかないと、縁石まで上げないと歩道かさ上げできないですよね、基本。だから、全体的に歩道のかさ上げをすると、縁石だけひょこっと出て、縁石が浮いてしまうんじゃないかなと思う、車道と歩道の縁を切つてあるところが。そこら辺の縁石の考えは大丈夫なんでしょうかね。そこら辺は分かれば。

○井上敏文議長

今の質問の答弁の前に休憩を挟みたいと思います。休憩を挟んだ後、また西原議員、質問をしてください。

暫時休憩します。再開15時。

午後2時51分 休憩

午後3時 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

引き続き質疑を行いたいと思います。

8番西原議員の質問を再度お願ひいたします。

○西原好文議員

先ほど課長のほうから歩道のかさ上げというようなことでお聞きしました。

本来、歩道と車道の間に縁石とかが入っております。車道だけ上げたら、高さ的に言って相当あそこは下がっているものですから、水があれだけかかるということで、車道だけ上げたら、そういう縁石だとかが宙に浮くわけですよね。車道側にころっと転がるから、歩道だけの改良というのはできないじゃないかなというふうなことですね。だから、そこら辺は構造的にどういうことでしょうかということです。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほど休憩前に御質問をいただきました。

この件は極めて技術的なことでもあるものですから、西原議員、また議長に御許可をいただければ、地域づくり課課長代理をして答弁をさせたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「よろしくお願いします」と呼ぶ者あり）議長もよろしいですか。ありがとうございます。

○井上敏文議長

それでは、答弁を求めます。地域づくり課課長代理。

○地域づくり課課長代理（佐古龍也）

西原議員の御質問にお答えします。

今回、歩道のみのかさ上げということで課長のほうが説明いたしましたが、南側、東分～下惣線、駅南線との三差路になるんですけど、東西方向のところの歩道のかさ上げを計画しております。

やり方としては、将来の冠水対策としての計画高まで歩道をかさ上げして、縁石等は触らない方法でやっていきたい。

ただ、一部どうしても高さ調整のために触るところがあるんですけど、車道側からアスファルト等のたたきつけを行って、縁石が倒れないように施工したいと思っております。

以上です。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

議員の中では、やっぱりほとんどの議員さんたちがちょっと理解に苦しむ、私が何を質問しているのかなということです。

今、議員控室でも、数名の議員にも説明しました。道路というのは、やっぱり一括してできていいきますので、歩道と車道を別々に造ったりなんかはしないわけですよね。ましてや、この三差路については、水害でいつも冠水している場所というようなことで、高さ的には結構下がっている箇所じゃないかなというようなことで心配をしたところです。

今、佐古君から説明してもらいましたけど、やっぱりある程度本線の工事が済むまでは、たたきつけでもいいかも知れないんですけど、安全面に対しては十分注意をされて、施工していただきたいと思います。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

当該路線の対策については、恐らくこれから中長期的に順次進めいかなければならぬというふうに思っています。

ただ、その中のやっぱり優先順位のつけ方というか、御存じのとおり、ヤマト運輸の開業がありましたものですから、ここは優先順位をもう一度見直して、やはりここ207とのタッチのところを急ぎたいということありますし、御報告しておりますとおり、信号設置についても要望しております。今はまだ確たることは申し上げられませんが、恐らく平成8年度には信号設置まで相なるのではないかなどというふうに思っておるものですから、国の補助を受けながらの事業ということで、我々としても苦肉の策であります。

ですので、かなうなら全部まず振り向けてやらせてもらえばそれでいいんですけど、令和6年度の繰越事業が絡んでいるとか、そういうようなことがあって、今回、もちろん安全対策はしっかりとさせていただきますが、優先順位をつけさせていただいたというふうに御理解いただければと思います。

○井上敏文議長

ほかに。7番池田議員。

○池田和幸議員

同じ路線で、下惣線のところに時速50キロという、これがついていますね。今まで多分、何もなかつたんじゃないかなと思っているんですけど、今回、50キロという規制が改めてできるのか、それとも最高速度の規制なのか、ちょっとその辺の説明をお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

池田議員の御質問にお答えします。

この規制の表示につきましては、現行の道路の速度の規制ということあります。

以上です。

○井上敏文議長

7番池田議員。

○池田和幸議員

ということは、50キロという看板は今までないですよね。だから、最高速度の50キロということでしょう。

改めてここに書いてあるから、改めて50キロの標識ができるのかなと思ってちょっと質問したんですけども、今までどおりということですか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

看板等は今回の事業の中では設置しておりません。

以上であります。

○井上敏文議長

よろしいですか。ほかに。8番西原議員。

○西原好文議員

事業説明書9ページの災害復旧費の中で、非常に分かりやすい被災状況あたりは載せてもらっています。

ただ、今度の請負費の、今までと違って、例えば県の補助が幾らあって、受益者負担が幾らというような、この農地災害復旧については、今まで表がついていたと思うんですよね。

表が記載されていれば、受益者がどのぐらい出さないといけないというのが分かりますので、今回の説明書が悪いと言っているわけではないんです。非常に分かりやすいんですよ。

ただ、その負担割合等の表はぜひつけていてもらったほうが分かりやすいかなと思いましてけど、受益者負担等について説明をお願いします。

#### ○井上敏文議長

地域づくり課長。

#### ○地域づくり課長（宮本大樹）

西原議員の御質問にお答えします。

事業説明の9ページの3の特定財源というところに記載がございます。

まず、受益者分担金については、通常災害の場合、町負担額の3分の1ということで71万4千円が地権者の方が納める額ということあります。県補助金については214万5千円ということあります。

これを表化して見やすくしたほうがよかったですということだと思いますけれども、次回から見やすい表づくりに努めたいと思います。

以上であります。

#### ○井上敏文議長

よろしいですか。ほかに。

山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

今補正予算の御審議をいただきました。もう既に委員会付託の声がかかっておりますけれども、繰り返し言いますけれども、今回やっぱりこの生活交通路線の補助をどうするかというのは、町として一定の判断をしないといけないというふうに思っています。

そういう中で、仮に委員会付託ということになれば、明日から常任委員会になります。もしよかつたら、常任委員会の現地視察とか、場合によってはちょっと明日すぐできるか、あさってできるかはありますけど、例えば参考人とは言いませんけど、ヒアリングみたいなことも祐徳バス、考えていただいていいかなと。あそこは新社屋になっていますけど、例えば会社訪問とか、例えばさつき議論がありました、ちょっと水道もうちは今回は減径の工事費の補助金しか上げておりませんけれども、例えばそういう西部水道に出席を求めて、常任委員会の中で、直接改定そのものは西部水道の議会で議決されましたけど、それに関連という

ようなこともお考えいただいているかなというふうに思いましたものですから、あえて申し上げさせていただきます。

○井上敏文議長

町長からの提案は、また後で協議していきたいと思います。

この議案第54号について、ほかに質問の方ありませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第54号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第7 議案第55号

○井上敏文議長

日程第7. 議案第55号 令和7年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を求めます。8番西原議員。

○西原好文議員

国保事業でも基金の積立て、今回補正で上がっていると思うんですけど、水道事業と一緒に、国保事業については、やっぱり社会保険と違って国保事業者だけの事業なものですから、そこら辺の積立金についての町長の考え方をぜひ教えていただきたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

国保会計の運営については、おかげさまで江北町は今のところ順調にいっております、2年前だったですかね、保険料率の引下げということまで実施をしましたし、ここのことずっと据置きで維持ができます。

その上で、さらに基金の積立てということまでできているんですけど、御存じのとおり、令和9年を皮切りに、今度は一本化ということになります。そのときにせっかくこうやって

町で積み上げた基金をそのまま持つていかれるというのは正直どうなのかなというふうに思っておるものですから、御指摘のとおり、西部水道のときには、ちょっと持参金という言い方はよくありませんけど、結局基金も持つていかなければならなかつたというようなことがあるものですから、町として残せるのかどうなのがとかいうようなところをやっぱり見極めて、この基金の在り方ということも早めに手後れにならないように考えていきたいと思っています。（「了解です」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ほかに。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第55号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第8 議案第56号

○井上敏文議長

日程第8. 議案第56号 令和7年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を求めます。6番土渕議員。

○土渕茂勝議員

これは提案理由のところでちょっとお聞きしますけれども、1つは人件費と、新たに今回お聞きしたいのは、令和8年4月から子ども・子育て支援金制度が開始されると、国の制度ですね、これについてお聞きしたいのは、そのために医療システム改修に伴う電算センター負担金を増額すると。1つはこの電算センター負担金というのは、各市町で負担がされるということなのかということが1つと、そもそも子ども・子育て支援金制度が開始ということなんんですけど、これはどんな制度なのかですね。

それと、この支援制度というのは、国保も関係あるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（松田佳世子）

土渕議員の御質問にお答えいたします。

まず、子ども・子育て支援金制度につきましては、全世代から加入する医療保険を通じて、所得に応じて支援金を拠出していく制度として、国が創設をされております。

児童手当や妊婦のための支援給付金など、子ども・子育て支援法で定められた子育て支援の取組に充てられるものですので、国民健康保険の方も社会保険の方も、全ての国民の方が負担をすることになります。

○井上敏文議長

6番土渕議員。

○土渕茂勝議員

分かりました。これは全ての保険者で負担するということですね。

それは国保でも対象になるということだと思います。それは金額なんかはまだ出ていないんですかね、分かりました。

全ての保険が負担が出てくると。これは後期高齢者の出たものですから、新しい制度で、また負担が増えると。この間、出産育児支援で出て、また出る。後期高齢者としては非常に頭が痛いと。また後期高齢者の予算がありますので、そのときにちょっと質問もします。どうもありがとうございます。

○井上敏文議長

ほかにありませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第56号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第9 議案第57号

○井上敏文議長

日程第9. 議案第57号 令和7年度江北町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題いたします。

質疑を求めます。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第57号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第10 議案第58号

○井上敏文議長

日程第10. 議案第58号 白木パノラマ公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を求めます。8番西原議員。

○西原好文議員

提出された参考資料のうち、白木パノラマ公園の資料に誤りがあって、差し替えをされました。こういった場合、審議に影響するので、どこを修正したのか分かるようにしていただきたいと思います。

今回、過去4回のパノラマ公園の指定管理の選考結果を提出してもらっております。これは500点満点だと思うんですけど、2回目のものについては、総合的な評価というようなことで400点、このときには評価点数がお互いに日生さんにもみもざんにしても点数が下がっております。その後、また500点満点に戻って、今回はこの500点の評価でされたものなのか、点数がちょっとどうなのか、分かれば教えていただきたいと思いますけど。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

西原議員の御質問にお答えします。

今回の指定管理者の指定に当たっては、500点満点でしております。

それと、今回、参考資料について差し替えをさせていただきました。表示の仕方も前回とどこが変わったのかというのをもうちょっと分かりやすく表示すべきありました。その点についてはおわび申し上げます。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

指定管理関連なんですけど、私も県の事業の一般質問を9月議会にさせていただきました。

そういった中で、白木パノラマ孔園にある看板ですとか、そういったのについては、多分、町のほうで予算をつけられて変えられると思うんですけど、そこら辺の検討は当初予算に上がっているものなのか、分かればお願ひいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

西原議員の御質問にお答えします。

白木パノラマ孔園の施設整備ということありますけれども、現在、当初予算の編成作業を行っているところで、看板以外にも見直すべきところがないかというところも協議しております。

白木パノラマ孔園については、いろいろ老朽化の部分とかもございますので、看板設置も含めて現在検討中というところであります。

以上です。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

これは町長にお聞きします。

佐賀県が今度、来年度に向けて事業をされようとしていますけど、そこら辺の取組について酒井議員にお聞きしたところ、さが山の学校で第2弾の映画の話があるというようなことをお聞きしました。今度、県とタイアップをして、ぜひ町のPRにつながるような事業をしてもらいたいと思います。

酒井議員からこういったパンフレットをもらいましたけど、悲しきかな、江北町が載っておりません。嬉野市ですとか、小城市だとかが載っています。やっぱり県が出されているパンフレットには、できれば町で事業をしているというようなことを載せることがPRにつながると思うんですよ。ですから、やっぱり町をPRしようと思ったら、いろんな取組をされることが白木パノラマ孔園を生かす、このことにもつながると思うんですけど、そこら辺は町長、どうでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

ちょっと今御紹介いただいた資料そのものを私は拝見したことないものですから、それに載っていないことイコール江北町PRが熱心でないと私が反省すべきかどうかは、ちょっとここでは申し上げませんけど、令和10年には山の博覧会があるというようなことも言いましたし、一般質問の中でも、中山間地域の振興にかける意気込みということは私なりに申し上げたつもりであります。

ここは指定管理の議案ですので、あえてそれに関連して申し上げると、結果的には今回1者が手が挙がって、結果的には今期と同じ指定管理者ということではありますが、やはりこういう一つの区切りのときにきちんと総括をし、また次につなげるということが大事なんだろうというふうに思いますので、先ほどあったように、令和8年度には、例えば遊具も今ちょっと使用ができていない遊具とかもあるんですよ。ですから、そういうのも再度確認をして、また新たなスタートが切れるようにしたいというふうに思いますし、来年はそれこそスポーツの町宣言50周年ですよね。だから、こういうのもやはりこの50周年というのを一つの好機と捉えて、やはり担当部局のほうでは50周年記念と銘打ったいろんな事業であるとか、そうしたこともやっぱり考えるということが、我々行政がやるべきことかなと思います。

というのも、ちょうど10年前のスポーツの町宣言40周年のときが私、町長就任1年目だったんですよね。それで、公約の中にも書いていましたし、スポーツの町宣言40周年記念ということで、町民スポーツ大会、当時は運動会ですけれども、40周年記念を冠した運動会をしようと思ったところが雨が降りまして、なかなか思うような大会にはできなかつたというのはありますけど、その後も例えば炭鉱閉山50周年とか、やっぱりこういうのを余計事と思わ

ないで、自分が持っている仕事、また自分が担当している分野をさらに積極的に進めていく一つのきっかけというふうに考えたらいいと思いますし、今回の山の博覧会なども町としては好機と捉えて、いろんな取組をしていきたいと思っています。

以上です。

○井上敏文議長

よろしいですか。ほかに。1番酒井議員。

○酒井明子議員

パノラマ孔園の指定管理の点数が今回、総合得点344点と低かった内訳をぜひちょっと聞きたいのと、やはりパノラマ孔園を利用されたことがある方がこの中にいらっしゃるかどうかは分からんんですけども、私はよく利用させていただいておりまして、コテージの押し入れの中など、もしよかつたら一度担当課のほうで見ていただけたらと思います。利用者数は増えてはいるんですけども、ちょっと借りてうれしいような状況ではない状態です。

なので、その辺もちょっともし見に行かれたことがあるかどうかかもお聞きしたいですし、指定管理でしたら年間通して報告書を4回ほど出されているはずなんですかけども、その辺もきちんと報告が上がっているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

344点の点数の内訳、各項目ごとのというところがありますが、ホームページに掲載しております。

あと、白木パノラマ孔園のコテージというところですけれども、あまり管理状態がよろしくないと酒井議員は捉えられていると思います。こういったところも含めて、もう一回見直すというか、点検をしないといけないなというふうに思っております。改善できるところは改善して、今回、指定管理の推薦を受けられた事業者さんと協力して、環境改善に努めたいと考えております。

以上です。

○井上敏文議長

もう一点、現場確認を行っているかについて答弁を。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

現場については、もちろん行ったことはありますけれども、ちょっと細部に至ってまでは確認が私自身できていなかった部分もありますので、もう一回、再度点検をしたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回、6ページに書いてあるように、令和7年度でコテージに空調をつけさせていただきました。

このきっかけは、たまたまあのときはお客様を案内して、白木パノラマ公園に私が行つたんです。そうすると、指定管理者の従業員の方から、夏は物すごく暑いと。ここはちょっと空調でもなかつたら、やっぱり夏はここは使えませんよと言ったことがきっかけでできたんですよね。そのときに言わされました。やっぱり町長が来ないと誰もしてくれないと。

というのは、今までは、いや、ここは自然の施設ですから、夏は暑いのは当たり前ですよといって、しないで済ませていたというんですよね。もしそれだったら、1回泊まってみたいいいじゃないかというような話をしたんですけど、やっぱり今回、何か指定管理者の指定みたいな上から目線というだけじゃなくて、やっぱり日頃これを活用して、みもざさんのときにも言いましたけど、やはり江北町のまさに中山間を含めた地域振興をやっていただいているものですから、ですから、契約更改といいましょうか、来期に向けては逆に指定管理者の側からもいろんな、ここがこうですよ、あそこはああですよというようなこともしっかりと我々やっぱり聞く耳を持っておかないといけないなと思っています。

○井上敏文議長

よろしいですか。ほかに。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分に審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第58号は常任委員会に付託することに決しました。

### 日程第11 議案第59号

#### ○井上敏文議長

日程第11. 議案第59号 佐賀のへそ・ふれあい交流センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を求めます。8番西原議員。

#### ○西原好文議員

この議案の説明の折に、株式会社S.Kについて幾らか聞いたんですけど、中身がつかめないような状況でしたので、内容的なものをちゃんともうちょっとお知らせくださいというようなことで言ったら、資料は約款とかなんとかは、この企業体の立ち上げの約款ですよね。やっぱり事業内容についてのものは全然ない、経験がまずないので、説明会のときに、本当に大丈夫ですかということでお聞きをしました。

何でそういうことを言うかというと、あまりにも今までみもざさんはずっと指定管理をお願いしていて、次の方と交代されたときに、こうやって前は企業体じゃなくて、峰さんだけが手を挙げられていた。今回、ほかの会社と共同で申請をされたというようなことですが、一、二点ちょっとおかしいじゃないですけど、この株式会社S.Kの本体事業所というのはどこになるものなのか、そこら辺がちょっと不透明じゃないんですけど、あれは企業体を設立したときの約款ですので、そこら辺の内容がつかめなかった、一応、約款はほとんど目を通していただきました。普通、企業体を組んだり、会社を株式会社で協働するときの約款ですよね。そこら辺が今度のうちの指定管理をする資料として、果たして私たちが納得するような資料かといったら、そうじやないと。

1か所、その目的として、公共施設等の管理委託業務、ソフトウェア開発業務、文書代行業務と書いてありますけど、これは9月29日に設定された、その企業体の体系の中の一つ、ここはこういった事業をしますよという形で、この内容を聞いた中でいうと、西村商会の知り合いの方がそういった何か見守りの事業をされていますとか、西村商会がされているんじゃないんですよね。峰さんのところもそういった指定管理を受けてからされているわけでもないです。だから、本当に4月1日から新しく今度受けられて、大丈夫かなというのが1つと、今働いている方をどう起用してもらうかというようなことで、私も知り合いがあそこに働いていますので、聞いてみました。したら、町長さんからもいろんなお話を伺いました。

たというようなことで聞いたんですけど、私は一気に現在の職員がいなくなれば、これは大変だろうなというふうな感じがいたします。

ですから、そこら辺を担当課として指導できるのであれば、今働いている方を幾らかでも残ってもらって、事業を継続というかですね。まだ峰さんとか、西村商会さんが全く違ったことを一からやりたいということであれば別ですよ。ただ、運動施設なので、そうじゃないと思うんですよね。だから、そこら辺で町長の考えというか、今度変わられる段階で、今働いている方に対しての気配りじゃないですけど、そこら辺をどう考えておられるのか、お伺いします。

#### ○井上敏文議長

山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

気配りというわけではないですけれども、私も利用者の一人でもあるものですから、よく顔も合わせますし、今回の件については、それぞれいろいろお話をさせていただきました。

ただ、それは町長というよりも、個人としていろんな気持ちというか、そういうことを言わせていただきましたが、先ほどから御指摘いただいているように、やはり今回指定管理者が変わるというのは本当に大きなことだと思っているんです。通算約20年、ある意味みもざイコールネイブル、ネイブルイコールみもざというぐらい一体化して、これまでよくも悪くもと言うといけませんけれども、やはり運営をしていただいたものが、今回、指定管理者が変わるということは、今回、議会でもあえて冒頭申し上げたように、町にとっては大変大きな歴史的な出来事だというふうに思っています。というのは、歴史に残るような大ごとだと。

ですから、1つには、やはりスムーズな移行ということをやらないと、お手元の資料7ページの下に書いている自主事業というのは、これはみもざさんがやられていた自主事業なんですね。ですから、こういうものが、今回、指定管理者が変わったから全部なくなりますなんていうことにはやっぱりならないというふうに思いますし、ですから、そこには、やはり役所がしっかりと入ってスムーズな移行をやらないと、だから、今回、事務引継移行支援とか言われたので、いや、そうじゃなくて、事務だけでもないし、また支援じゃなくて、我々こそが指定管理者を移すんだという意識でやらないといけないということも申し上げたとおりであります。

もう一つは、やはりみもざさんにおかれても、これまで長年こうやって、やっぱり実際、

経験、ノウハウを持っておられるわけですよね。やっぱりそれはうまく活用しないといけませんが、これもやっぱり私は難しいと思っています。

難しいというのは、やっぱりそれぞれ別々の会社、ある意味争った会社ですよね。だから、直接その相手のというんですか、みもざさんの従業員さんに直接、いや、おたくこっちに行かれませんかとかいうのも、これもやっぱり私は違うと思っているんです。

ですから、やはりそこは敗軍の将という言い方がいいかどうか分かりませんけれども、やはりみもざさんにもきちんと、特にやっぱり社長さんには礼を尽くして、そして、ざっくばらんにお話をさせていただいた上で、そういう話もしないといけないというふうに思うんです。そうしないと、やっぱり私だって、私も選挙で落選したことがありますから、いきなり落選翌日に向こうの人が来て、ねえ、あなたと言われても、しゃべる気はしないでもんね。それと一緒にだと思うので、やっぱりそういう人の心にも寄り添うということも大事だと思うので、スムーズな移行も大事だし、やはりみもざさんに対するフォローということも大事だし、そこにはやっぱり役所がきちんと関わらないといけないということで、今回、移行チームも立ち上げてもらいましたので、実は我々行政の中でもかなりこれは、極めてやっぱり神経を使わないといけない部類のことなんです。今までの経験の中で小手先でとかは多分利かないぐらい、本当に気持ちに寄り添って、そして将来を見据えてやらないといけなという、ちょっと応用問題だろうというふうに思っています。

今回、教育長も代わられましたので、いつもこれは言っていますけど、ぜひ牟田印の仕事をしてくださいという言い方をしているんですよ。それは我々と同じ特別職だから、やはり牟田教育長の下、だからといって今度下の職員も全部教育長任せということじゃなくて、いかにやはり教育委員会として、また、牟田教育長がそうやってリーダーシップが発揮できるよう一緒にやっぱりやれるかと、本当にこれは大きな試金石だというふうに思っています。

ですので、今、西原議員がおっしゃったようなことというのは、当然想定はしていますけれども、やはり手順とか順番とか、言い方を間違ったらこじれるんですよね。ですから、そうならないように、神経を使って、礼節を持って、ぜひ取り組んでいってもらいたいと教育委員会に思っていますし、当然、町長部局としても、それはしっかりと確認というか、させていただきながら、これから1月から3月までをしっかりと有効に使いたいというふうに思っています。

先ほど指定管理、恐らくこの書類を見てみると、この指定管理を受けんがために多分作っ

てあるぐらいのタイミングですよね。ですから、その指定管理の今回候補者として挙げさせていただいているので、今回の議案が通って初めて指定管理者の予定者ということになるから、ぜひそうした疑問については、担当部局にもぶつけていただきたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

先ほどパノラマ孔園のときにも同僚議員から年間の事業報告などを提出させていますかというような質問が出ていましたけど、私も前に何回か、このネイブルについては、最初はきれいに本当に補正までされて、決算資料というか、出されておりました。

1回目の決算資料で、私が人件費のこととか、いろんなことを質問しましたところ、役場の職員さんにおしかりを受けました。西原議員、よその会社のことに意見されてはいけませんよと。ただ、私はそこでおかしいと思ったのは、みもざさんの事務経営と一緒にされていたんですよ。この指定管理の決算資料なんかを、みもざさんの会社のものと一緒にごっちゃになってしていたんですよ。だから、指定管理は指定管理として決算資料を出さないといけないじゃないですかというようなことも質問しました。そしたら、その当時の役場の職員さんから、いやいや、西原議員、よその会社の内容のことにまで突っ込んでそんなことを言つたらまずいのではないですかと言われたんですけど、それはおかしいなと思って。役場が出している指定管理は、あくまでもみもざとは別個な管理をしてもらっていないと、事務的なものですよ、そうしないと、金が動いたりしたのが、どこにどう行ったというのが分からぬじやないですかというようなことで反発した経緯があるんですけど、それ以降、私はみもざの入件費の移動だとかいうようなことに目を配らせて、何回となく注意をしました。

やっぱりちゃんとプレゼンをした段階の内容と全然違うじゃないかというようなことで質問もしてきましたし、そこら辺で私たちがチェックできるというのは、年に1回出されるその事業報告なんですね。ですから、ぜひ来年の3月に出ると思います、みもざさんの最終の事業報告書で、私たちも気を配って目を通していきたいと思いますので、そこら辺はしっかりと担当課としてみもざさんほうに最後の事業報告については確実に提出してもらわないといけないよというような指導をぜひしてもらいたいと思いますけど、よろしいですか。

○井上敏文議長

今後の方針について、答弁願います。教育長。

○教育長（牟田久俊）

西原議員の御指摘、ごもっともだと思っております。

もちろん交代があるなしにかかわらず、事業報告についてはきちっと出していただくよう指導してまいりたいと思いますし、また、新たにこの指定管理者になられる会社についても、先ほど御指摘があったように、この指定管理の部分の決算と、それから会社の事務費と分けて、きちっと報告をさせたいと思っております。

またいろんな面で、私も去年10月に来てから、町内の関係施設、学校、幼稚園、私立、公立問わず回ってまいりました。そういう今度のネイブルの管理についてもできるだけ足を運んで、経験の浅い事業者でもございますので、一緒になって考えて、円滑な引継ぎができるように支援してまいりたいと思っております。

以上です。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

今、教育長にあえて答弁してもらったのは、もちろん最高責任者ということもありますけど、この10月2日から就任をされました。

もちろん、昨年からお勤めいただいてましたし、もともと江北町の御出身ですから、いろんなことも御存じだとは思いますけれども、ある意味ピュアなんですよね。だから、これまでの指定管理、5期にわたりますけれども、実はいろんな風評があるということも皆さん御存じの方もいらっしゃるかもしれませんし、私も直接いろんな風評もお聞きをしました。

ただ、それはそれとしてといったらいけませんが、やっぱりこれからの、言ってみれば町の施設をお預けするわけだから、そのためにはしっかり今回のこの移行をするということをしないといけないと思います。

20年ほどしているから、直接、間接かかわらず、多分職員なんかは何らかの形で、さっき言われたように、いや、議員さん、ちょっとあんまりこここのことをいろいろ探り立てないほうがいいですよみたいなことを言うぐらいのことだからですね。だから、そういうことじゃなくて、やはり教育長、そうしたことには、言ってみれば今まで関わっておられませんから、だからぜひそうした目で今回の移行をスムーズにやっていただきたいと思っています。

○井上敏文議長

ほかにありませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分に審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第59号は常任委員会に付託することに決しました。

しばらく休憩いたします。

午後3時46分 休憩

午後3時55分 再開

○井上敏文議長

それでは、再開いたします。

休憩中に各常任委員会に付託する分の案が決まりましたので、職員をして報告させます。

大島局長。

○議会事務局長（大島浩二）

それでは、今期定例会において、各常任委員会へ付託されました意見案について報告いたします。

令和7年12月議会定例会委員会付託議件（案）

○総務文教常任委員会付託分

議案第50号 議案第52号 議案第53号

議案第54号 歳入全部 歳出のうち 款1 議会費 款2 総務費のうち総務政策課所管及び町民生活課所管 款3 民生費のうち町民生活課所管及びこども教育課所管 款4 衛生費のうち町民生活課所管 款9 消防費 款10 教育費

議案第57号 議案第59号

○産業厚生常任委員会付託分

議案第51号

議案第54号 歳出のうち 款2 総務費のうち地域づくり課所管 款3 民生費のうち健

康福祉課所管 款4 衛生費のうち健康福祉課所管 款6 農林水産業費 款7 商工費 款  
8 土木費 款11 災害復旧費

議案第55号 議案第56号 議案第58号

以上になります。

○井上敏文議長

朗読が終わりました。

以上のとおり各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、以上のとおり付託することに決しました。

なお、審議中に生活路線、あるいは水道料金等について審議する中で、町長から提案がありました関係者、祐徳バスとか、西部広域水道あたりについての参考人の招致、関係者の招致については、3月議会まで検討することにしたいと思います。今議会で参考人招致という形は見送りたいと思います。よろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、明日の常任委員会は9時30分開会となりますので、よろしくお願ひいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時58分 散会